

第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画 (案)

令和7年2月

藤 井 寺 市

はじめに

The image displays a 20x20 grid of asterisks. A gray rectangular block, representing a missing or masked section, covers the top-right portion of the grid. The block starts at row 1, column 16 and extends to row 10, column 20. The remaining asterisks are arranged in a regular grid pattern, with some rows being partially obscured by the gray block.

令和7年3月

藤井寺市長 岡田 一樹

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定方法.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	4
1 人口推移と推計.....	4
2 人口構造.....	6
3 出生の状況.....	7
4 自然動態・社会動態と婚姻の状況.....	9
5 子どものいる世帯の状況.....	10
6 女性の就業状況.....	12
7 ニーズ調査からみる現状.....	13
8 振り返りと課題.....	22
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
1 基本理念.....	23
2 基本的な視点.....	23
3 基本目標.....	24
4 施策の体系.....	25
第4章 施策の展開.....	26
基本目標Ⅰ 安心して子どもを生み育てることができるまち.....	26
基本目標Ⅱ すべての子育て家庭に寄り添うことができるまち.....	28
基本目標Ⅲ 子どもの生きる力を育むことができるまち.....	32
基本目標Ⅳ 支援が必要な子どもや家庭をサポートできるまち.....	35
基本目標Ⅴ 子育て・子育てにやさしいまち.....	40

第5章	子どもの未来応援プラン	43
1	計画の趣旨	43
2	現状と課題	43
3	計画の基本的な考え方	44
4	分野別の取組	46
5	計画の進捗状況の確認	49
第6章	ひとり親家庭等自立促進計画	50
1	現状と課題	50
2	ひとり親家庭等への支援	51
第7章	教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の量の見込みと確保方策	54
1	教育・保育提供区域の設定	54
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業	54
3	教育・保育の量の見込みと確保方策	56
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	58
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	64
第8章	計画の推進	65
1	施策の実施状況の点検及び評価	65
2	関係機関等との連携	65
参考資料		66
1	策定経過	66
2	子ども・子育て支援推進連絡会議設置要綱	68
3	藤井寺市子ども・子育て会議条例	70
4	藤井寺市子ども・子育て会議 委員名簿	72

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子化・高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもり、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

このような中、国では令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」は、「こどもまんなか社会」の実現に向けた子どもや子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

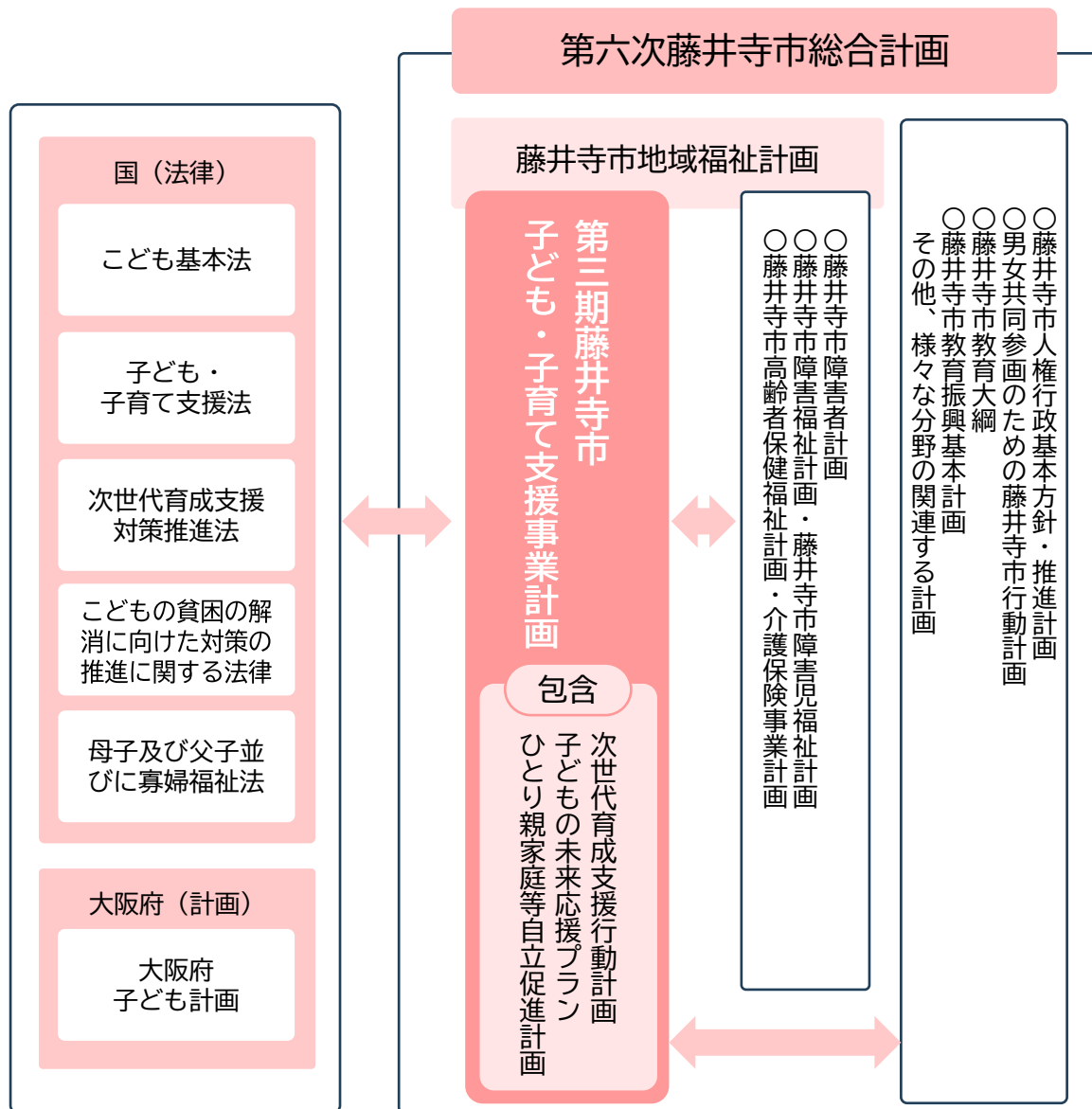
本市においては、平成27年3月に5年間を計画期間とした「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画（以下「第二期計画」という。）」を策定し、子育て家庭の皆さんが安心して暮らせるように様々な子ども・子育て施策に取り組んできました。

このたび、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間としていた第二期計画が終わりを迎えることから、令和7年度以降も未来を担う子どもたちが強く、健やかに生まれ育ち、夢を持てる環境づくりを進め、子ども・子育て支援に係る各施策の総合的・計画的な推進を図るため、「第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画（以下「第三期計画」という。）」を策定しました。

2 計画の位置づけ

第三期計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、総合計画等の上位計画や関連計画と整合性を図った内容とします。

なお、「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定する「市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に規定する「市町村計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に規定する「自立促進計画」については、第三期計画に包含するものとし、一体的な計画として策定しました。



3 計画の期間

第三期計画の計画期間は、令和7年度を初年度とする令和11年度までの5か年とします。

なお、今後の国及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するため、計画期間中であっても、子ども・子育て会議等での審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
第二期計画	第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画					次期計画

4 計画の策定方法

(1) 「子ども・子育て支援推進連絡会議」・「子ども・子育て会議」

第三期計画の策定にあたっては、庁内関係課で構成する「子ども・子育て支援推進連絡会議」で検討を行うとともに、「子ども・子育て会議」において、意見等をいただきました。

子ども・子育て会議は、学識経験者や子ども関係団体の代表、公募による市民等で構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセス等に直接かかわることができる仕組みです。

(2) 「ニーズ調査」の実施

第三期計画の策定にあたり、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するため、就学前児童及び就学児童がいる世帯を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■ 調査対象者と回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	1,400 通	663 通	47.4%
就学児童	1,400 通	692 通	49.4%

■ 調査期間：令和5年12月6日～令和5年12月31日

(3) パブリックコメントの実施

第三期計画について、市民等から幅広く意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

■ パブリックコメント実施期間：令和6年12月10日～令和7年1月13日

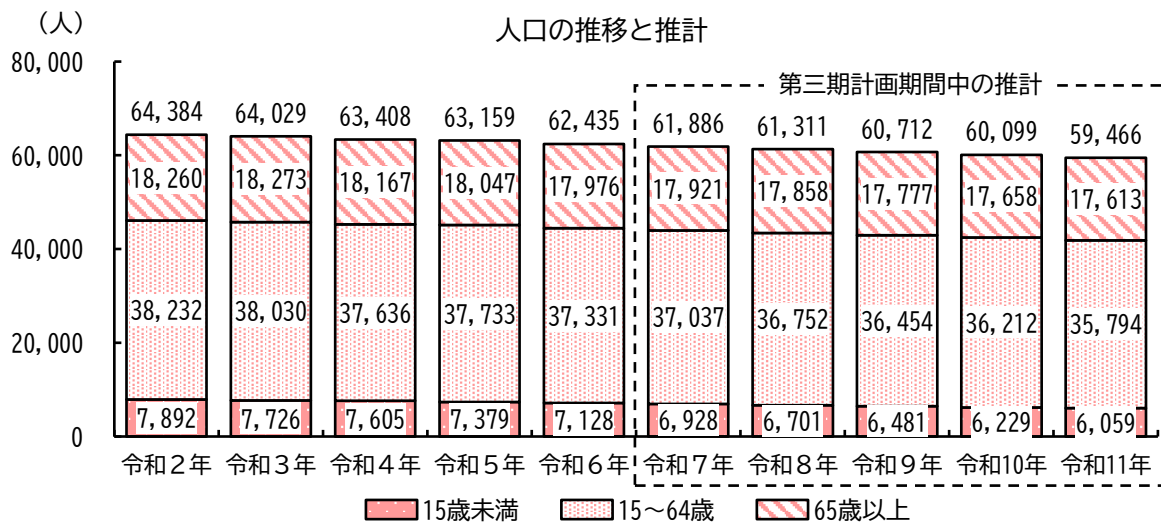
第2章

子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口推移と推計

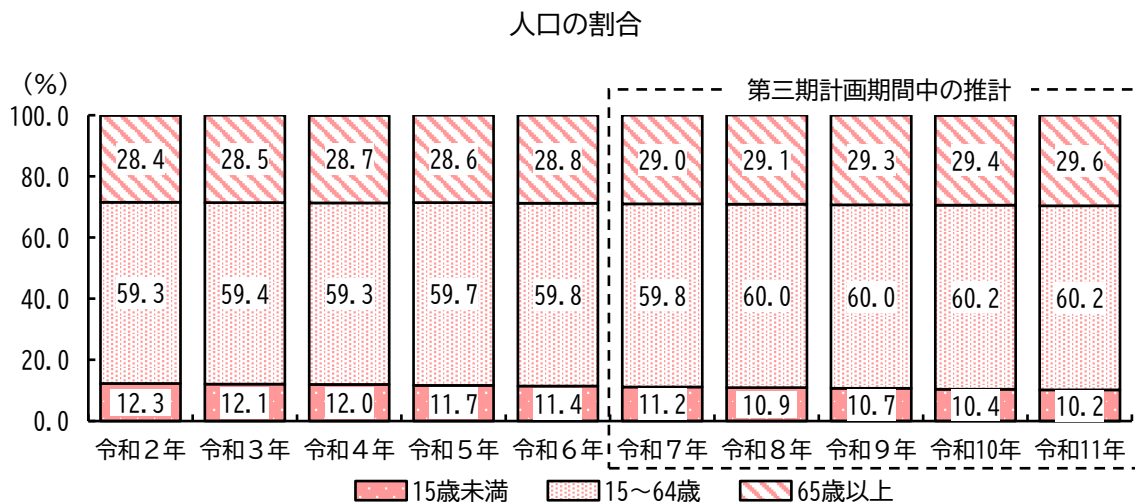
本市の人口は年々減少を続けており、令和2年と令和6年を比較すると、1,949人の減少となっています。

また、本市の人口に占める年齢三区分別の人口の割合を見ると、年少人口（15歳未満）の減少及び高齢者人口（65歳以上）の増加により、少子化・高齢化が進んでいることが分かります。計画期間中の人口推計では、人口は減少を続け、令和11年の年少人口の割合は10.2%となる見込みとなっています。



資料：藤井寺市人口動態（各年3月末日現在）

推計はコーホート変化率法により算出（以下、人口推計については同じ）

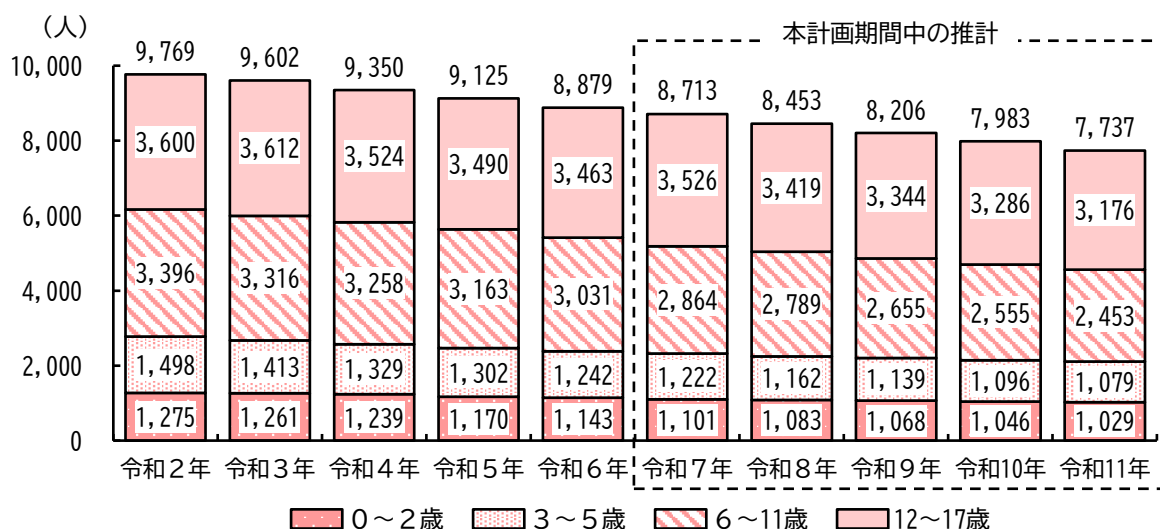


資料：藤井寺市 人口動態（各年3月末日現在）

18歳未満の子どもの人口は減少傾向で推移しており、令和2年と令和6年を比較すると890人の減少となっています。計画期間中の人口推計では、令和10年には7,000人台となる見込みです。

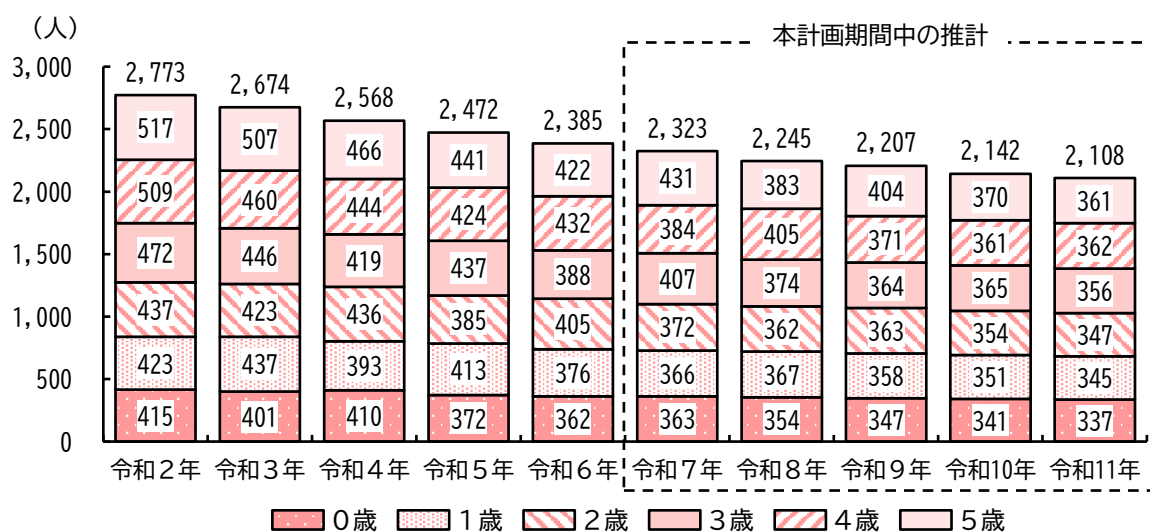
就学前児童（0歳～5歳）も減少傾向で推移しており、令和2年と令和6年を比較すると388人の減少となっています。計画期間終了となる令和11年には2,100人程度となる見込みです。

子どもの人口推移及び推計



資料：藤井寺市 人口動態（各年3月末日現在）

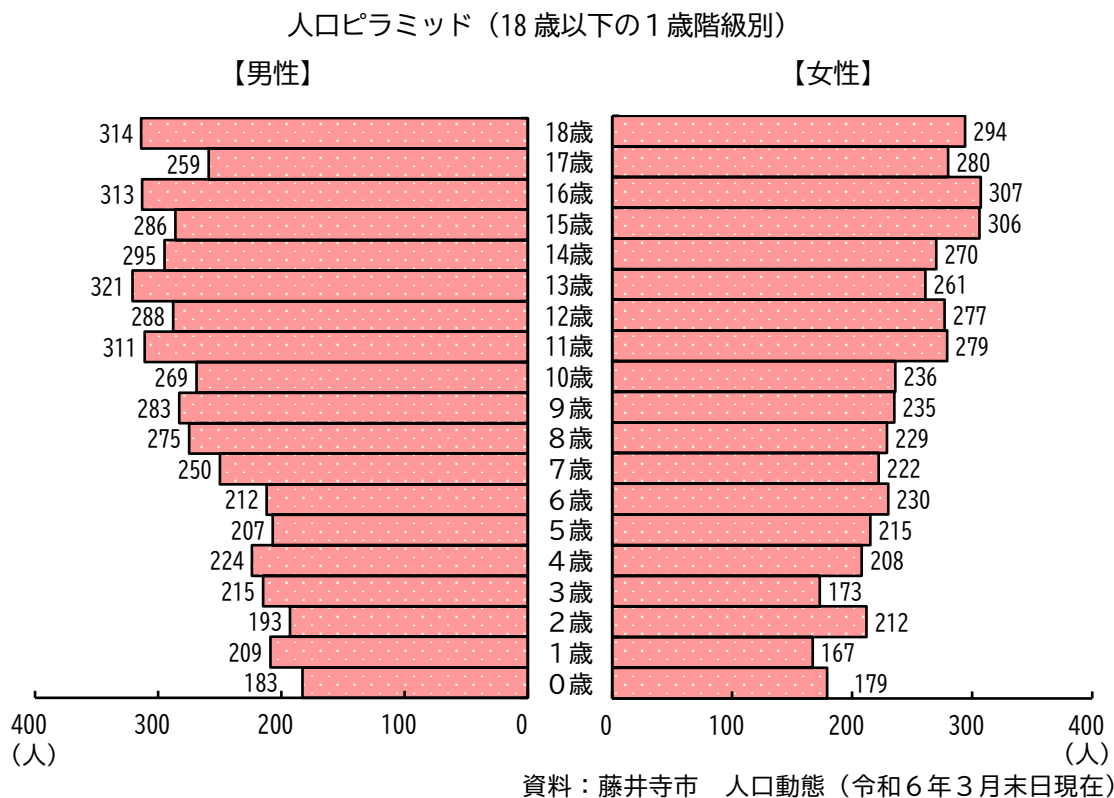
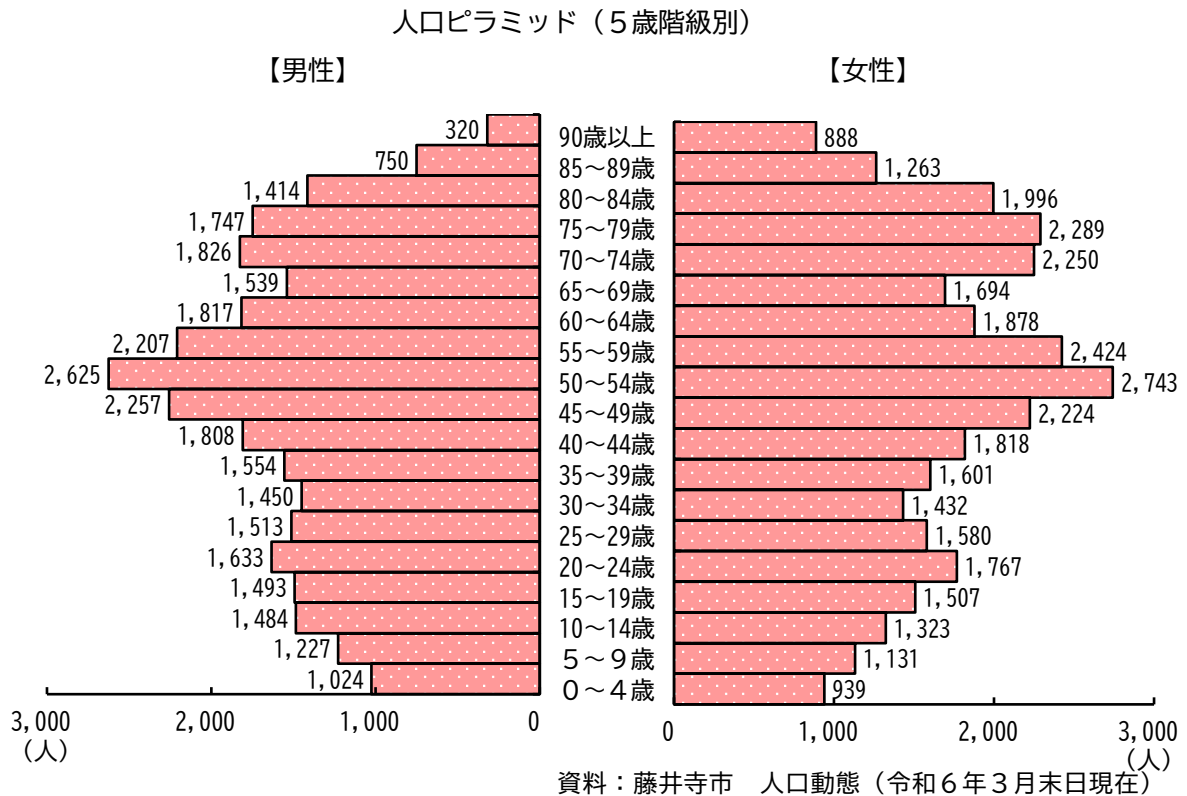
年齢別就学前児童人口の推移及び推計



資料：藤井寺市 人口動態（各年3月末日現在）

2 人口構造

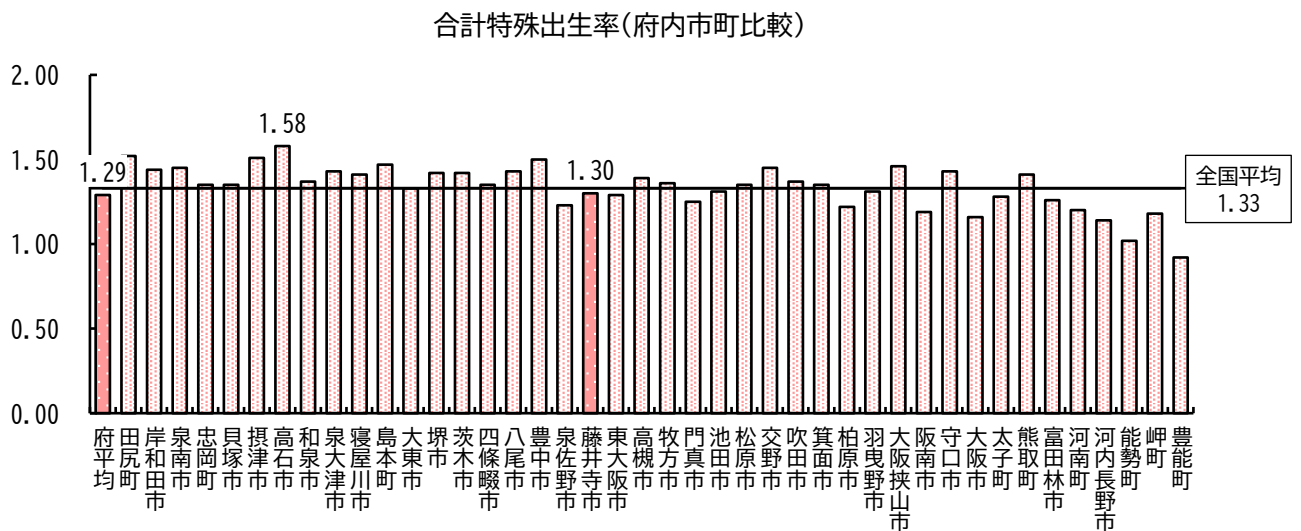
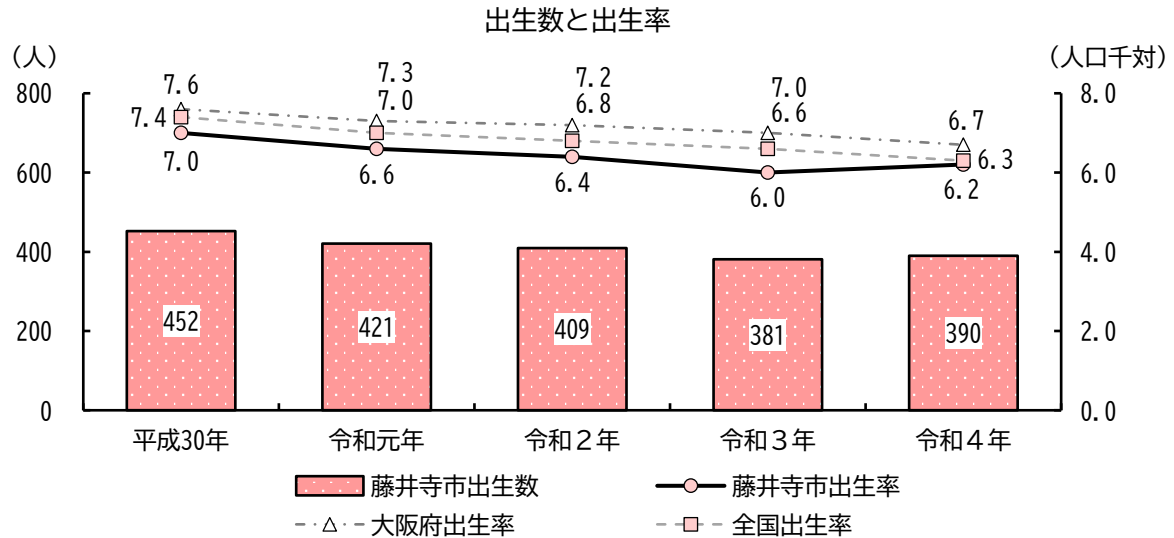
全体では、45～59歳と70～79歳の人口が多く、30～34歳と15歳未満の人口が少なくなっており、18歳以下の1歳階級でみると、年齢が低くなるにつれて概ね減少傾向となっています。



3 出生の状況

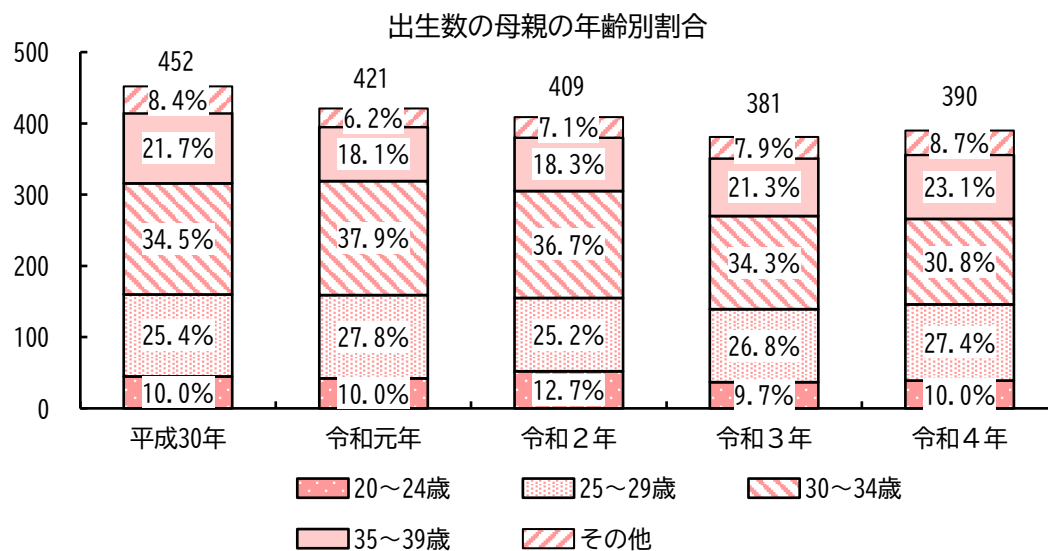
出生数・出生率ともに、減少傾向にあります。出生率は、全国及び大阪府と比べて低い値で推移していましたが、令和5年で全国の出生率を上回りました。

また、合計特殊出生率は府内市町で比較すると、全国平均よりも低く大阪府の平均と同程度となっています。



資料：人口動態統計特殊報告(平成30年～令和4年の値)

本市の出生数を母親の年齢別割合で見ると、30～34歳の割合が最も高く、次いで25～29歳で割合が高くなっています。



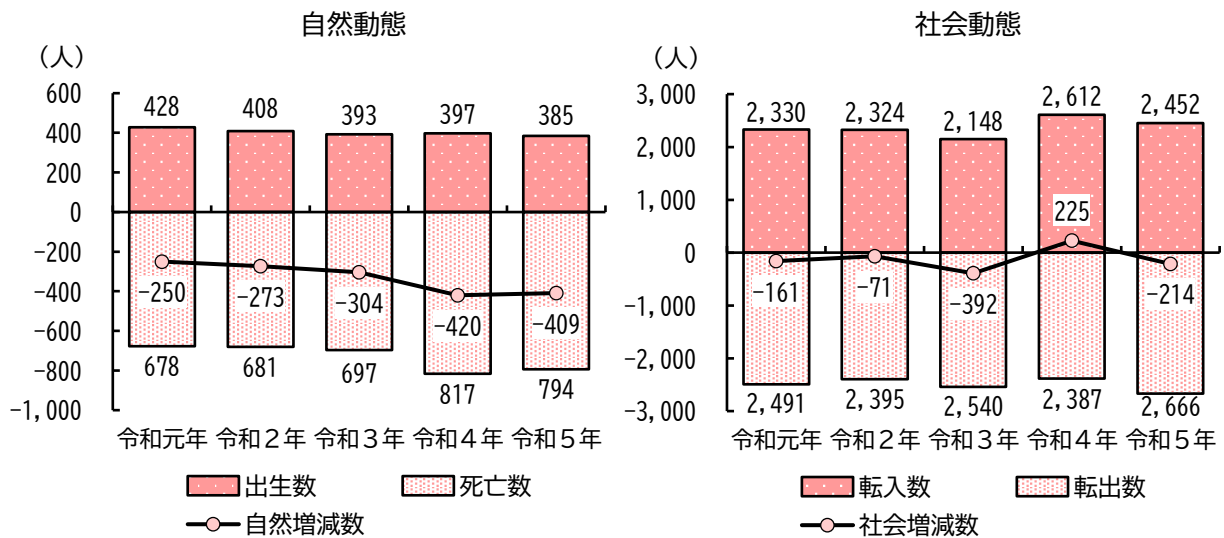
資料：大阪府主要健康福祉データ 人口動態調査

4 自然動態・社会動態と婚姻の状況

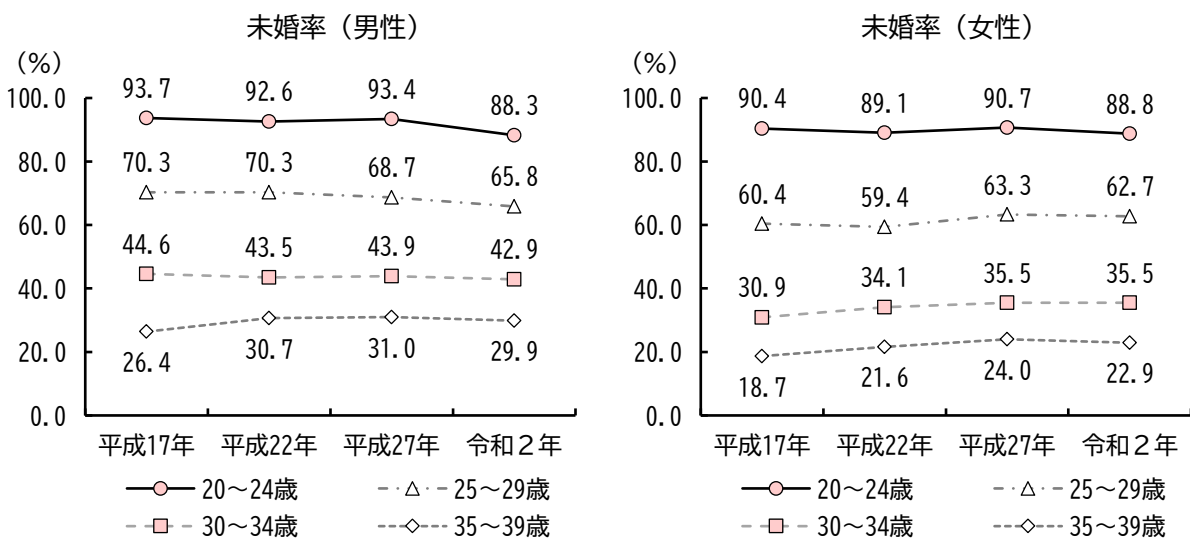
本市の自然動態（出生数と死亡数の差）について、令和4年以降減少人口が大幅に増え、400人を超えています。

また、社会動態（転入数と転出数の差）は、令和4年に増加に転じたものの、翌年の令和5年で214人の減少となっています。

自然動態の要因の一つでもある未婚率の本市の状況については、平成27年と比較すると、令和2年は男女ともに低くなっています。



資料：大阪府主要健康福祉データ 人口動態調査

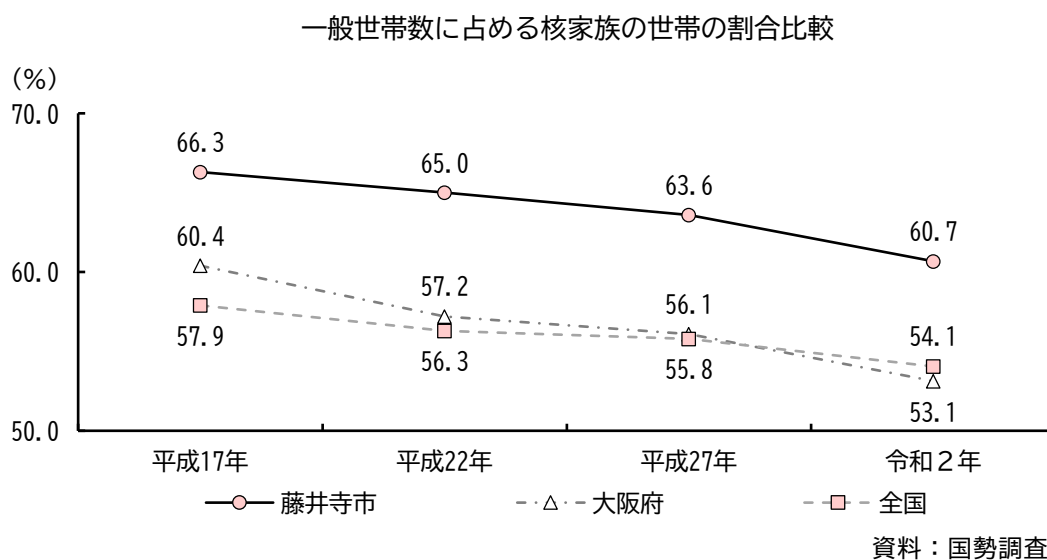
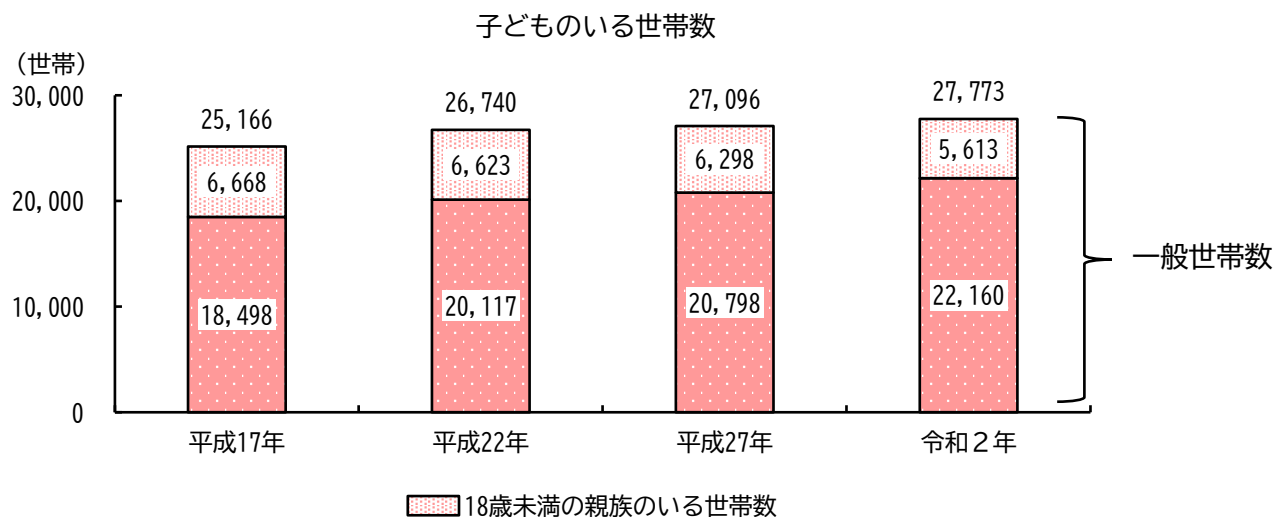


資料：国勢調査

5 子どものいる世帯の状況

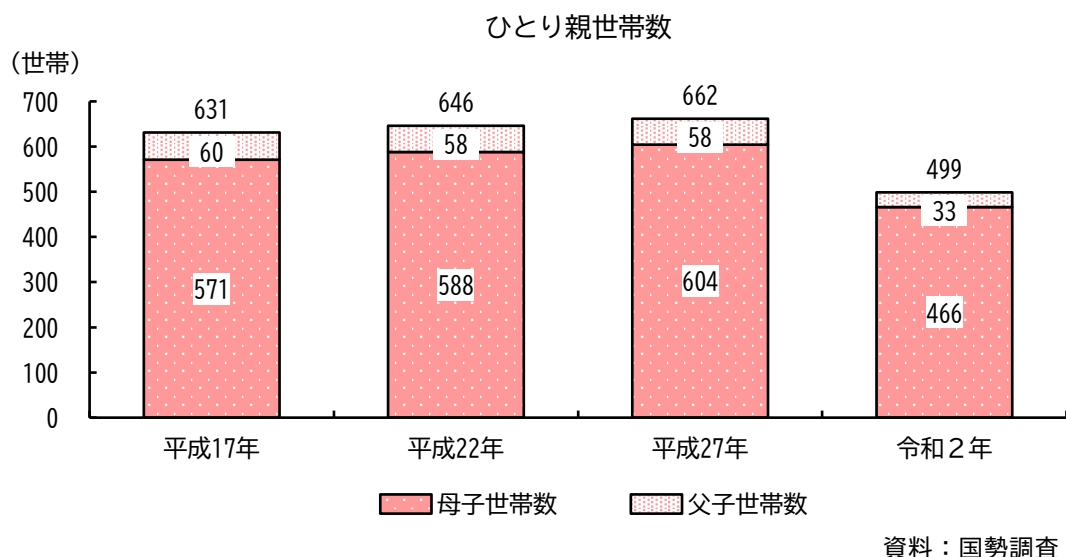
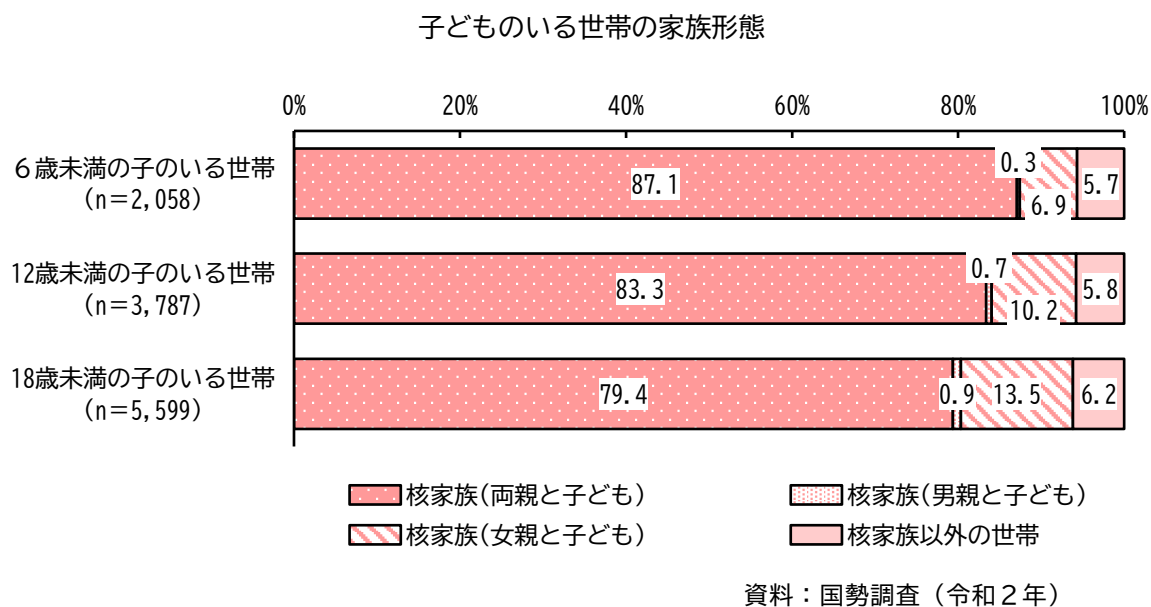
一般世帯数は増加傾向にありますが、18歳未満の親族のいる世帯（子どものいる世帯）数は減少傾向にあります。

また、一般世帯数に占める核家族の世帯の割合では、全国及び大阪府と比較して、藤井寺市は高くなっています。



本市の子どものいる世帯の家族形態をみると、90%以上が核家族となっており、6歳未満の子のいる世帯では7.2%、18歳未満の子のいる世帯では14.4%がひとり親世帯となっています。

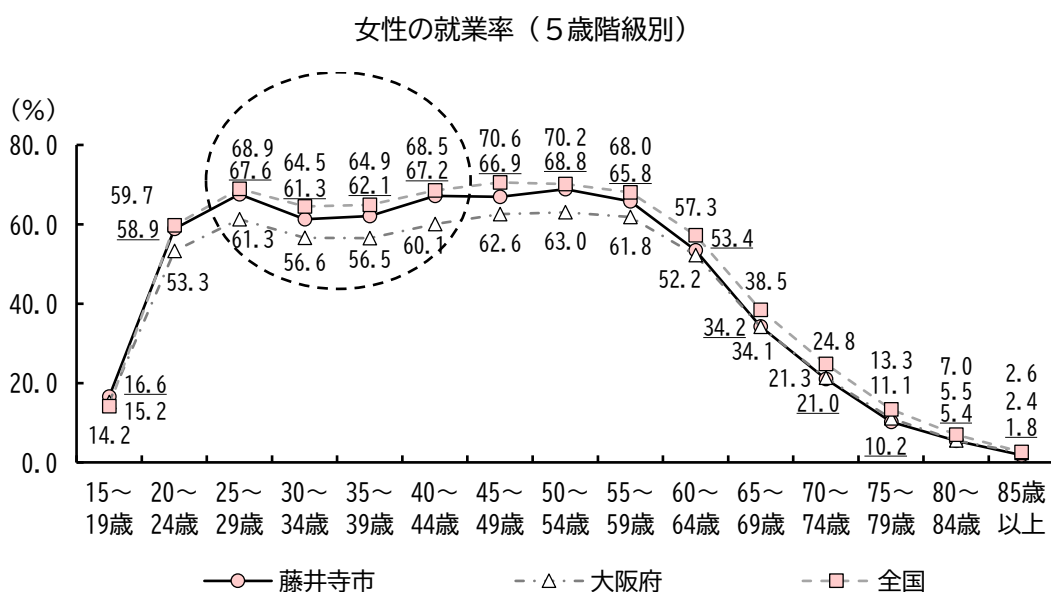
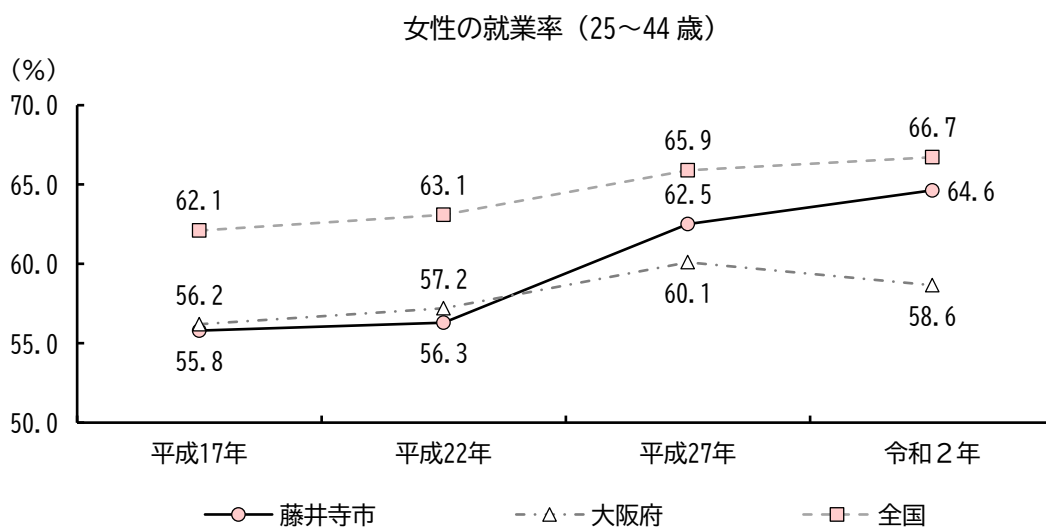
また、ひとり親世帯数は、平成27年まで増加で推移していましたが、令和2年は大幅に減少しています。



6 女性の就業状況

女性の子育て世代（25～44歳）の就業率をみると、全国平均より低く推移しており、大阪府とはほぼ等しい値で推移していましたが、令和2年は大阪府より6.0ポイント高くなっています。傾向としては上昇を示しており、平成17年から令和2年で8.8ポイントの上昇となっています。

年齢別に女性の就業率をみると、全国とほぼ同率となっています。また、25～44歳では、出産や育児に伴う離職等により就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」が見られます。



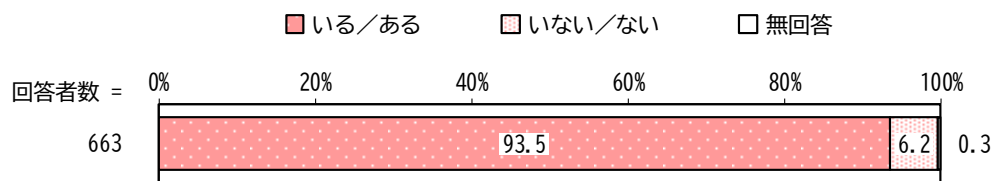
7 ニーズ調査からみる現状

① 子育てや子どもの教育について、気軽に相談できる人や場所の有無

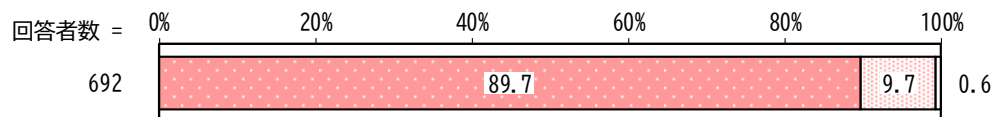
就学前児童では、「いる／ある」の割合が93.5%、「いない／ない」の割合が6.2%となっています。

就学児童では、「いる／ある」の割合が89.7%、「いない／ない」の割合が9.7%となっています。

【就学前児童】



【就学児童】

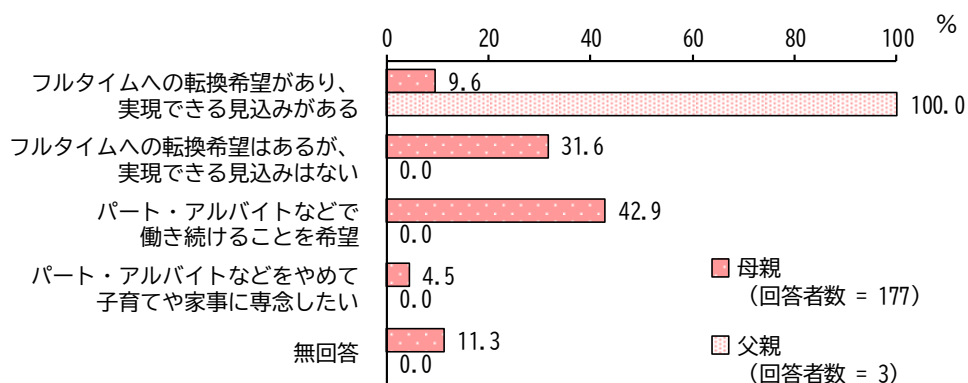


② 「パート・アルバイトで就労」または「パート・アルバイトで就労しているが、育休・介護などで休業中」の方のフルタイムへの転換希望

母親では、「パート・アルバイトなどで働き続けることを希望」の割合が42.9%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が31.6%となっています。

父親では、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が3件となっています。

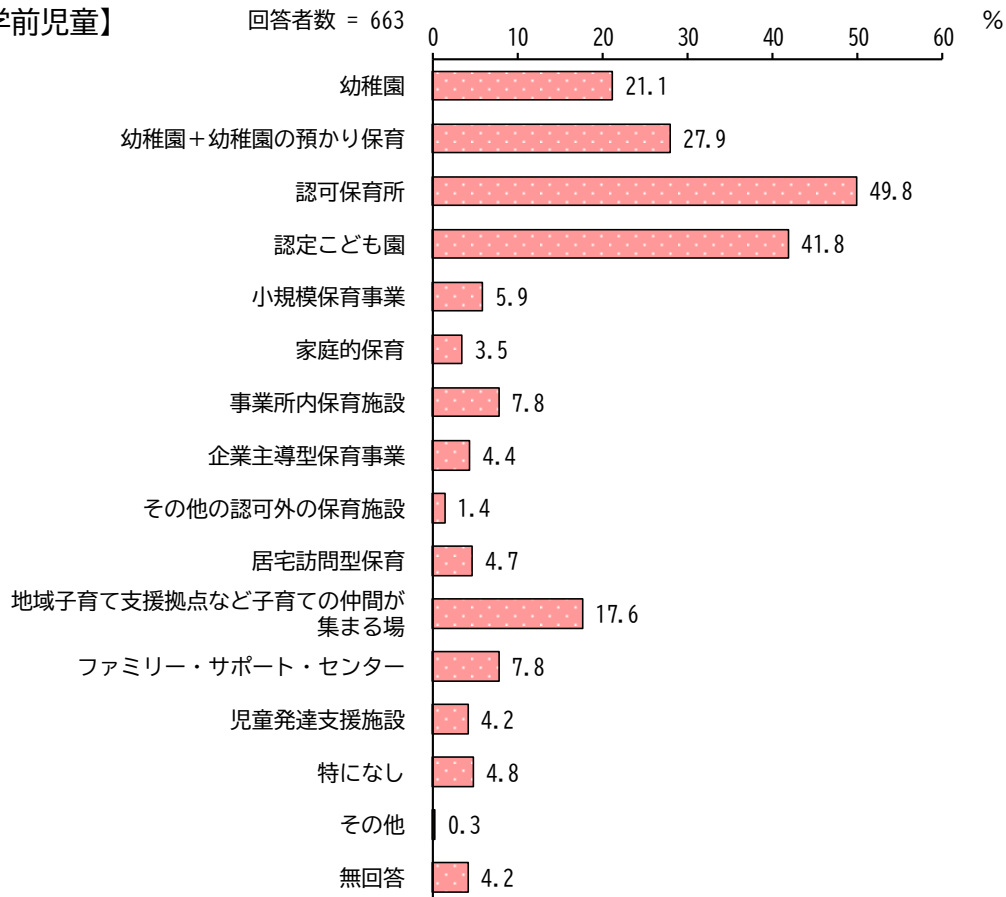
【就学前児童】



③ 平日に定期的に利用したい施設やサービス

「認可保育所」の割合が49.8%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が41.8%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」の割合が27.9%となっています。

【就学前児童】

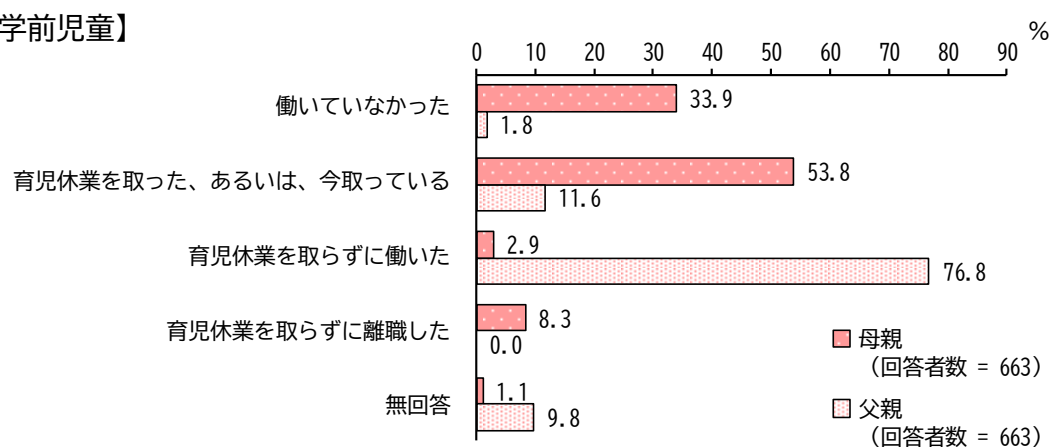


④ 育児休業の取得状況

母親では、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が53.8%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が33.9%となっています。

父親では、「育児休業を取らずに働いた」の割合が76.8%と最も高く、次いで「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が11.6%となっています。

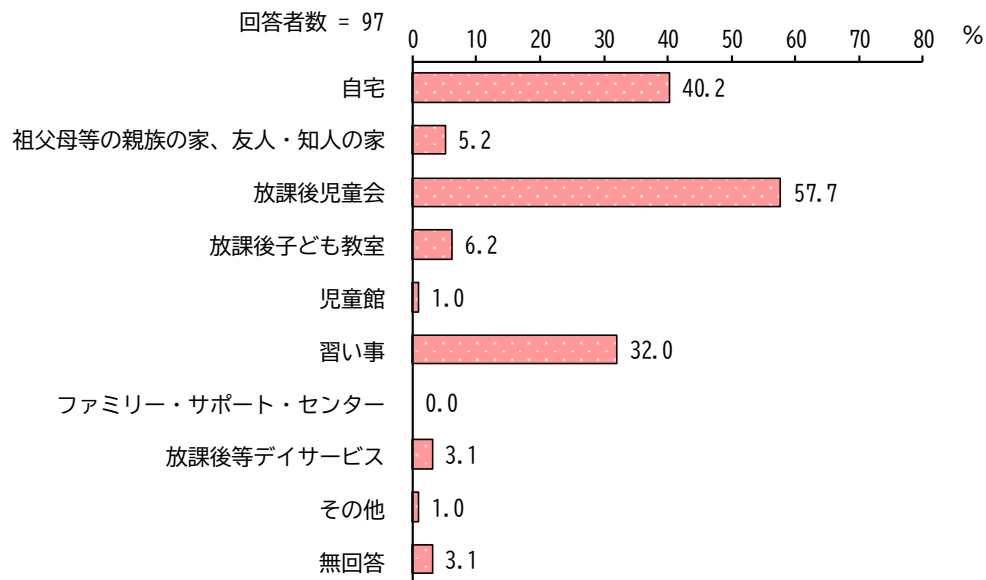
【就学前児童】



⑤ 小学校低学年の間、放課後の時間を過ごさせたい場所

「放課後児童会」の割合が57.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が40.2%、「習い事」の割合が32.0%となっています。

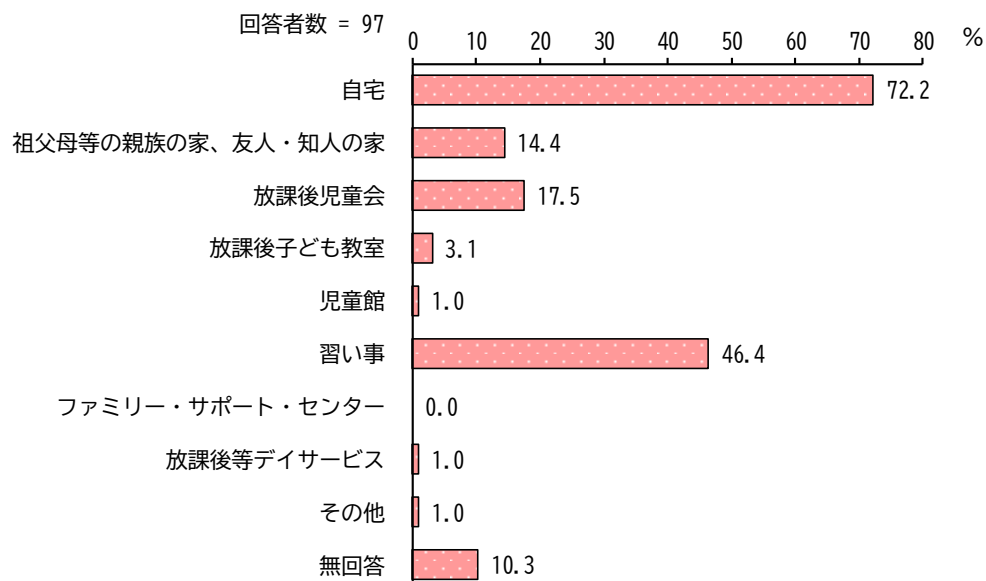
【就学前児童】



⑥ 小学校高学年の間、放課後時間を過ごさせたい場所

「自宅」の割合が72.2%と最も高く、次いで「習い事」の割合が46.4%、「放課後児童会」の割合が17.5%となっています。

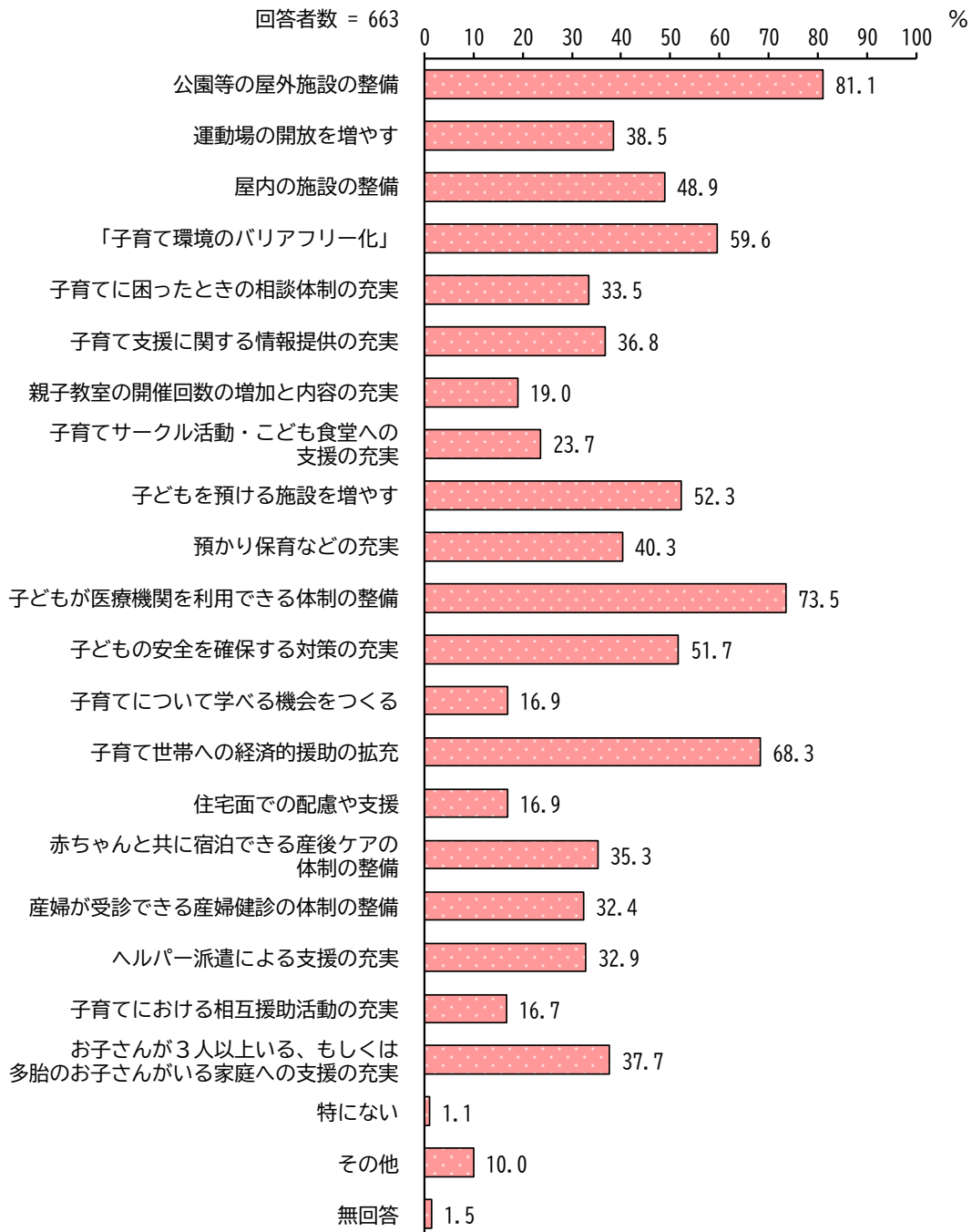
【就学前児童】



⑦ 子育て経験などから、充実してほしい子育て支援サービス

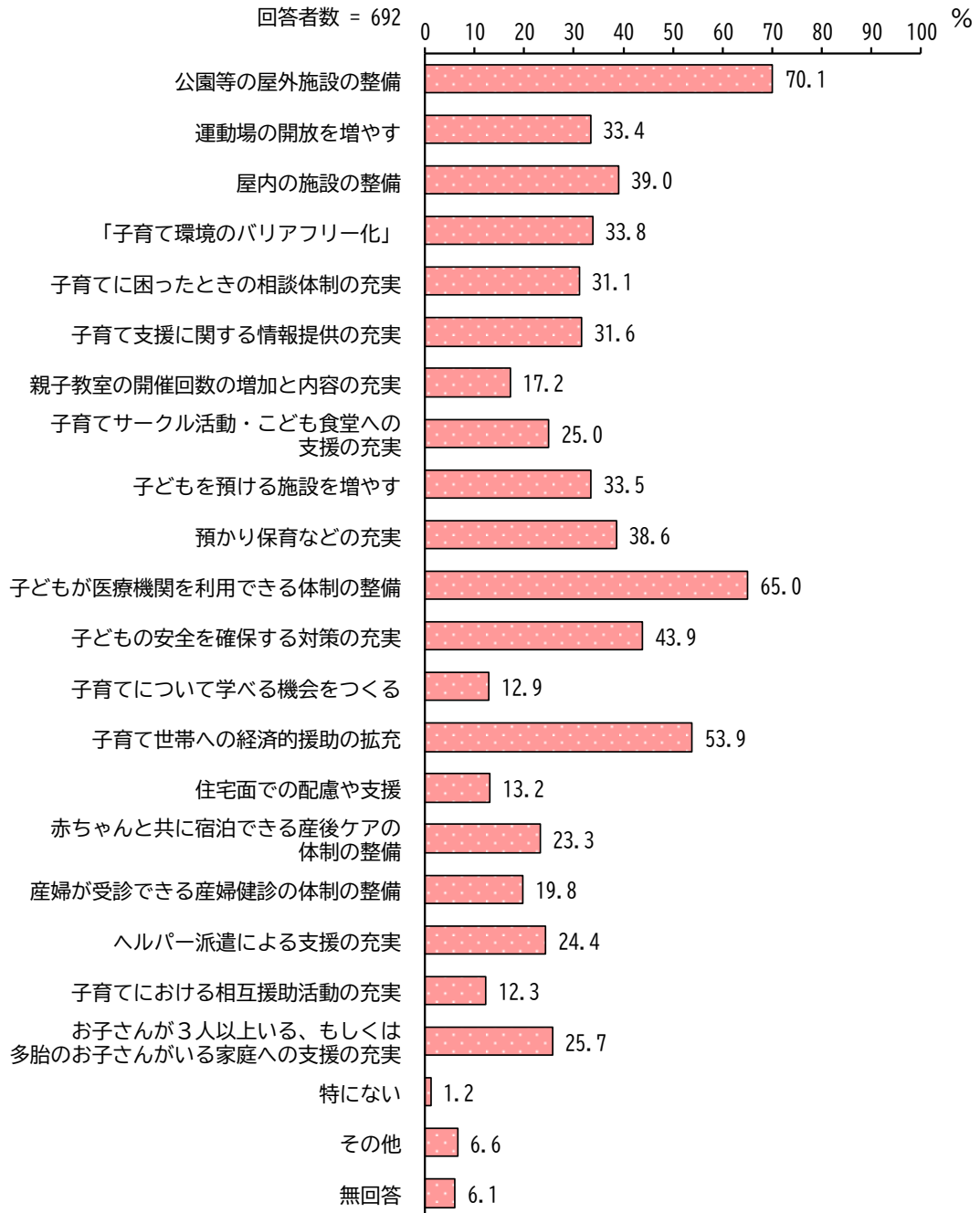
就学前児童では、「公園等の屋外施設の整備」の割合が81.1%と最も高く、次いで「子どもが医療機関を利用できる体制の整備」の割合が73.5%、「子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が68.3%となっています。

【就学前児童】



就学児童では、「公園等の屋外施設の整備」の割合が70.1%と最も高く、次いで「子どもが医療機関を利用できる体制の整備」の割合が65.0%、「子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が53.9%となっています。

【就学児童】

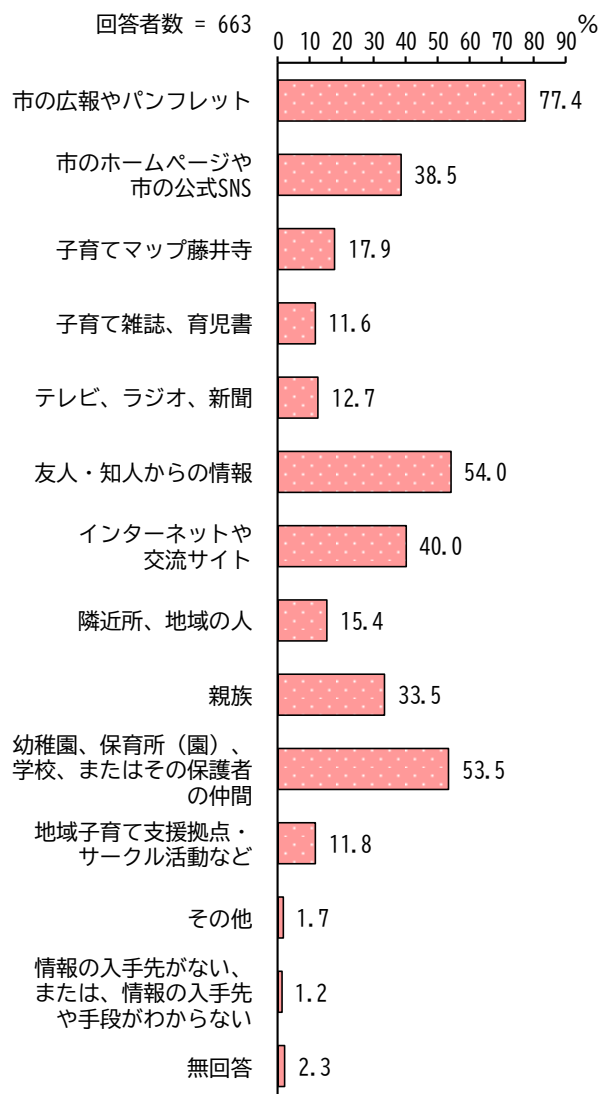


⑧ 子育てに必要な情報の入手先

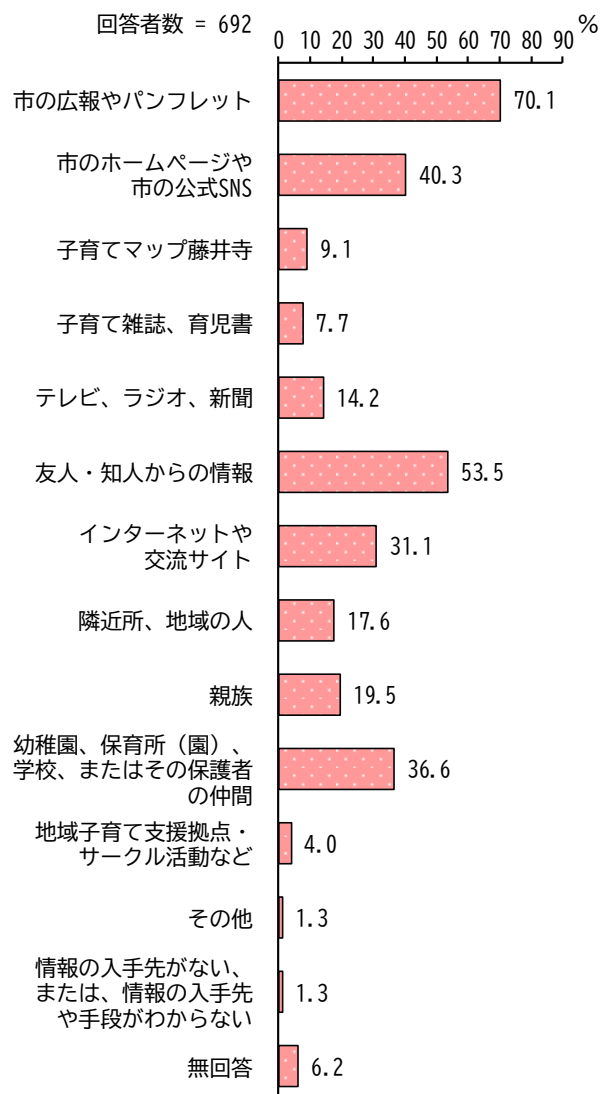
就学前児童では、「市の広報やパンフレット」の割合が77.4%と最も高く、次いで「友人・知人からの情報」の割合が54.0%、「幼稚園、保育所（園）、学校、またはその保護者の仲間」の割合が53.5%となっています。

就学児童では、「市の広報やパンフレット」の割合が70.1%と最も高く、次いで「友人・知人からの情報」の割合が53.5%、「市のホームページや市の公式SNS（LINE、フェイスブックなど）」の割合が40.3%となっています。

【就学前児童】



【就学児童】

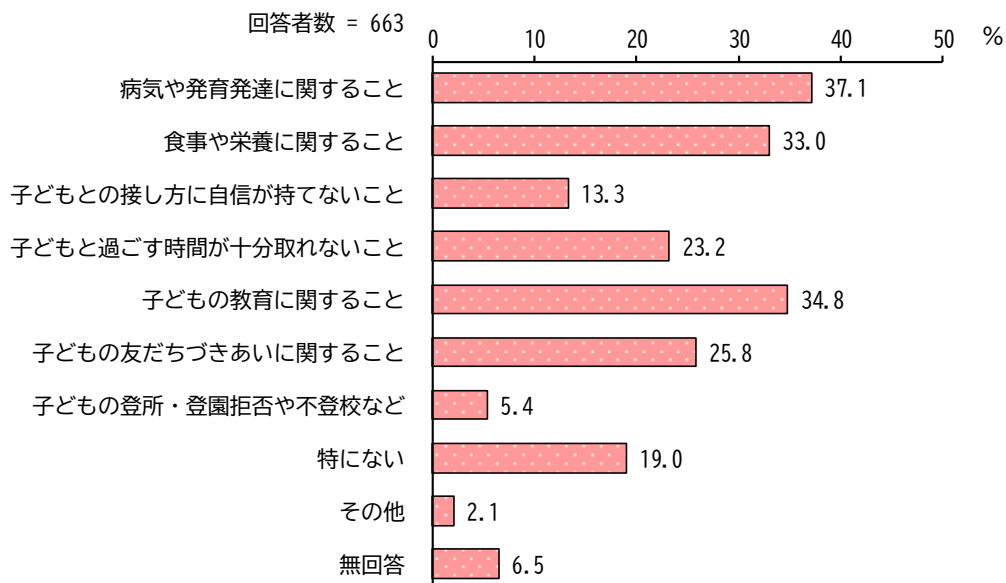


⑨ 子育てに関して、日常悩んでいることや気になることについて

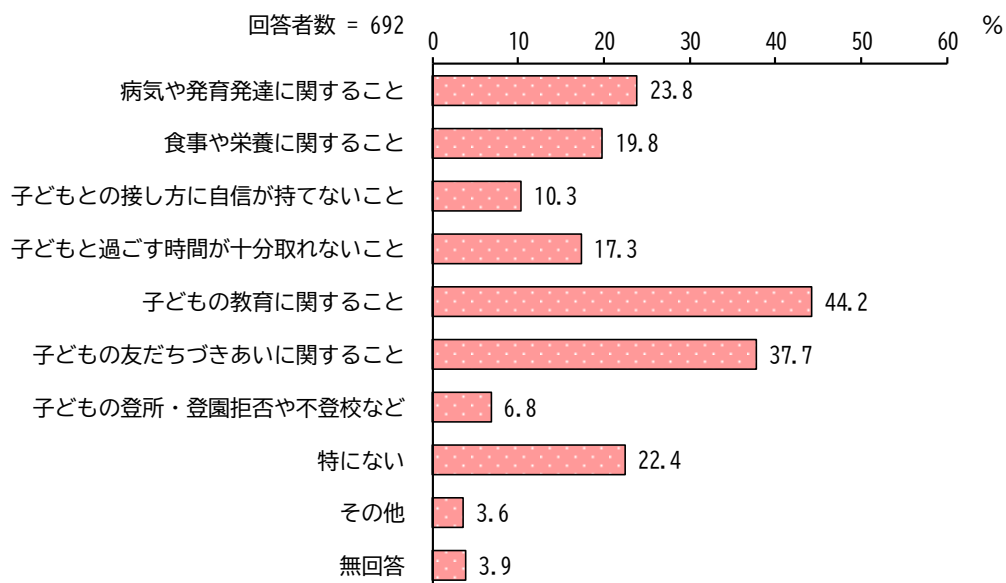
就学前児童では、「病気や発育発達に関すること」の割合が37.1%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」の割合が34.8%、「食事や栄養に関すること」の割合が33.0%となっています。

就学児童では、「子どもの教育に関すること」の割合が44.2%と最も高く、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」の割合が37.7%、「病気や発育発達に関すること」の割合が23.8%となっています。

【就学前児童】



【就学児童】

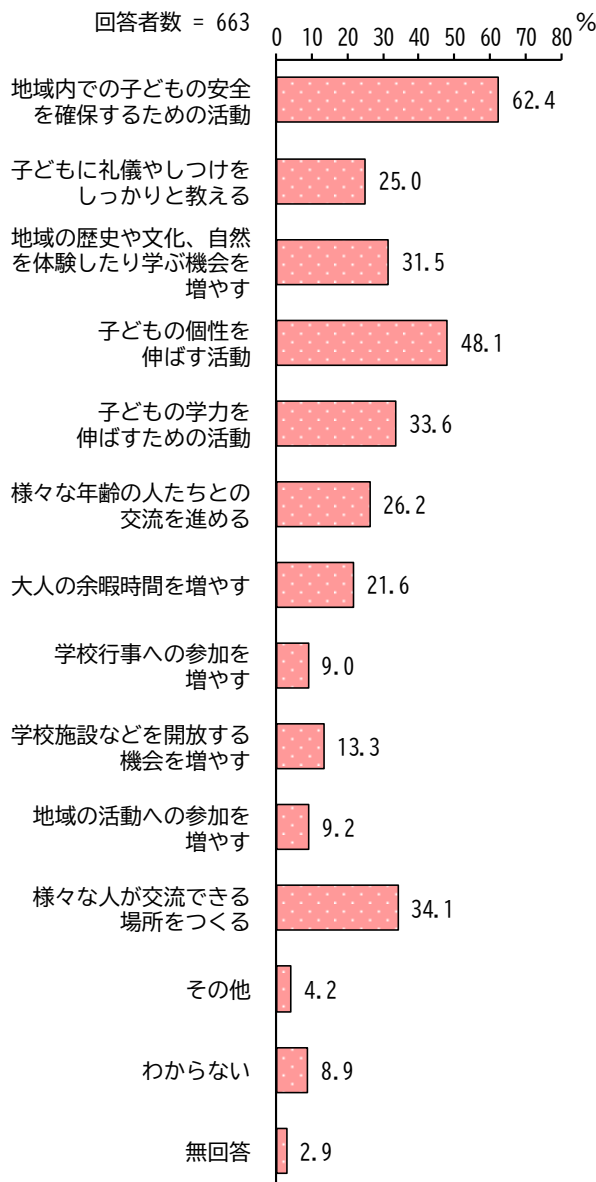


⑩ 地域で子どもが健やかに育まれるようにするために、力を入れるべきだと思うこと

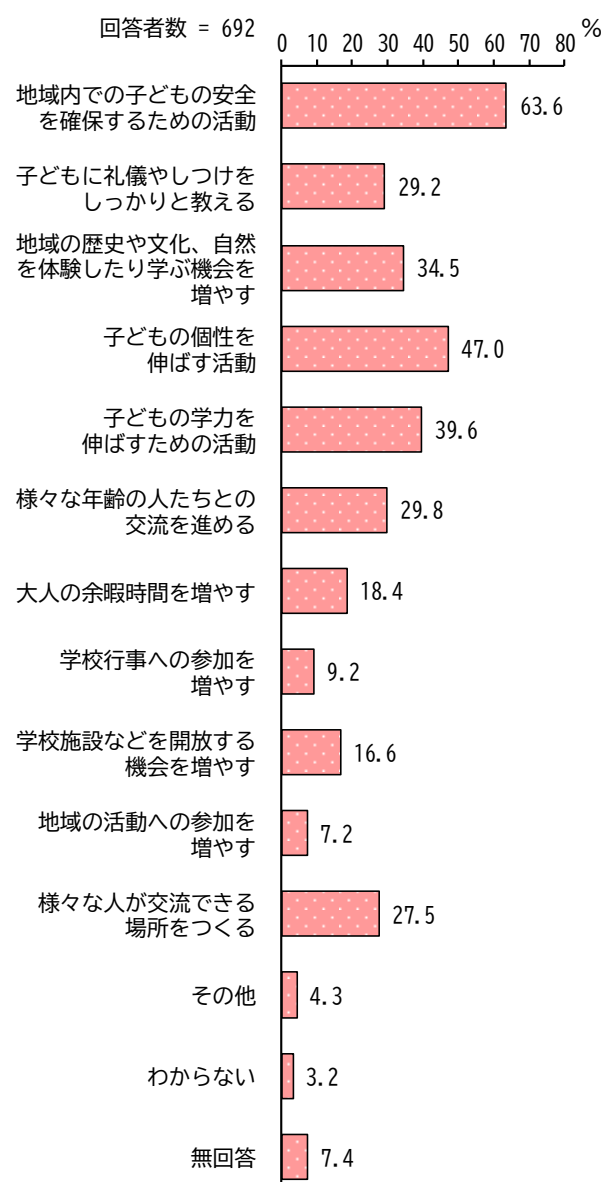
就学前児童では、「地域内での子どもの安全を確保するための活動」の割合が62.4%と最も高く、次いで「子どもの個性を伸ばす活動」の割合が48.1%、「様々な人が交流できる場所をつくる」の割合が34.1%となっています。

就学児童では、「地域内での子どもの安全を確保するための活動」の割合が63.6%と最も高く、次いで「子どもの個性を伸ばす活動」の割合が47.0%、「子どもの学力を伸ばすための活動」の割合が39.6%となっています。

【就学前児童】



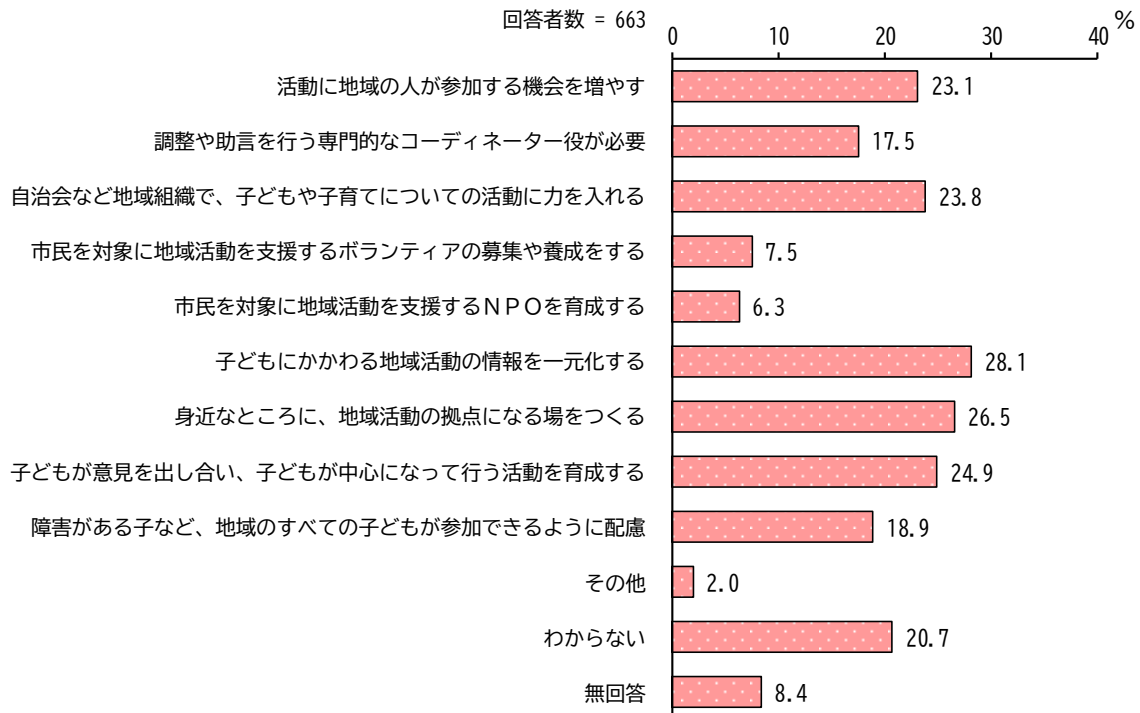
【就学児童】



⑪ 子どもたちの地域での交流や活動をさらに活発にするために必要だと思うこと

「子どもにかかわる地域活動の情報を一元化する」の割合が28.1%と最も高く、次いで「身近なところに、地域活動の拠点になる場をつくる」の割合が26.5%、「子どもが意見を出し合い、子どもが中心になって行う活動を育成する」の割合が24.9%となっています。

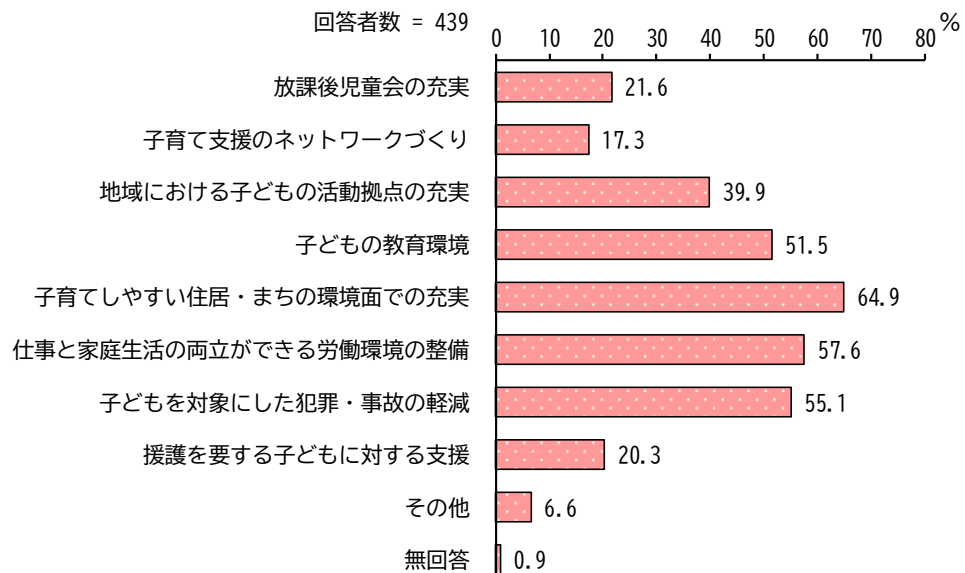
【就学前児童】



⑫ 子育てをする中で、有効と感じる支援・対策

「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が64.9%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」の割合が57.6%、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」の割合が55.1%となっています。

【就学前児童】



8 振り返りと課題

第三期計画の策定にあたり、この5年間の第二期計画の取組、保護者へのニーズ調査結果等を踏まえ、第二期計画の基本目標ごとに課題を整理しました。

○ 教育・保育について

- 就学前保育施設においては、待機児童の解消を図るとともに、多様な子育てニーズに対応することが必要です。
- 安心・安全な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることが必要です。
- 地域・大学など多様な社会資源との連携・協働による学校づくりを推進していくことが必要です。
- 放課後児童会を継続して運営するとともに、すべての子どもが、安心・安全に過ごせる居場所づくりを検討していくことが必要です。
- 子どもに関わる様々な活動・体験の取組を促進していくことが必要です。
- 地域とのつながりをもてる機会の確保など、地域全体で子育てを応援するという機運を高めていくことが必要です。

○ 地域や家庭での子育て支援について

- 様々な子育て支援事業について、SNSなどを活用した情報発信やオンラインでの支援などを強化していくことが必要です。
- 貧困の連鎖を断ち切る必要があるため、子どもたちが将来に希望をもつことができるまちの実現を目指し、各種施策の推進に取り組んでいくことが必要です。
- 困窮に陥りやすいひとり親家庭に対しては、確実な情報提供を行い、自立や生活の安定に向けた支援を継続していくことが必要です。
- 妊娠・出産期から子育て期にわたって切れ目ない支援をしていくため、保健・医療・福祉の連携を強化することが必要です。
- 児童虐待の未然防止、早期発見・対応のため、子どもに関わる関係機関等の連携体制のさらなる強化を進めていくことが必要です。
- 障害のある子ども、発達に特性のある子どもの置かれた環境やライフステージに応じて、社会参加を支援していくことが必要です。

○ 子育てのしやすいまちづくりについて

- 子育て家庭を地域社会全体で支援する社会をつくるため、育児休業や子育てがしやすい環境づくりのための働き方を啓発していくことが必要です。
- 道路交通環境や防犯・防災対策、住環境の整備など、すべての子育て家庭が安心・安全に暮らしやすいまちづくりを進めていくことが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

【基本理念】

子どもを生み育てやすく 子どもがのびのび健やかに育つまち

本市では、「第六次藤井寺市総合計画」において、まちの将来像を「～人と歴史が活きる未来へ～笑顔と活気に満ちた快適なまち ふじいでら」とし、まちに対する愛着や誇りを育み、市民一人ひとりがより心身ともに健やかに自分らしく活躍できるまちを目指しています。子ども・子育て支援の分野では、施策の柱として、「子どもたちが輝き、生涯にわたり学び・活動する」を掲げ、子育て世代が夢と希望を持ち、安心して子どもを育み、子どもたちが自由に成長できるような子育て環境を整備することで、未来を担う子ども一人ひとりが個性や創造力を伸ばし、予測困難な将来の社会を生き抜く「生きる力」を育むこととしています。

また、こども大綱においては、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

第三期計画では、第二期計画の理念や方向性などを引き継ぐとともに、「こどもまんなか社会」や「第六次藤井寺市総合計画」の方針を踏まえ、「子どもを生み育てやすく子どもがのびのび健やかに育つまち」を基本理念とします。

2 基本的な視点

子どもは、乳幼児期から様々な学びや体験を通じて成長します。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの子どもの成長の過程は、置かれた環境にも大きく依存し、子どもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

そのため、第三期計画では、「ライフステージを通した重要事項への対応」とともに、「ライフステージ別の重要事項への対応」を基本的な視点とします。

基本的な視点（１）ライフステージを通した重要事項への対応
基本的な視点（２）ライフステージ別の重要事項への対応

3 基本目標

(1) 安心して子どもを生み育てることができるまち

安心して妊娠・出産することができる環境を確保するとともに、子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

また、すべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることで、妊娠・出産期から乳幼児期における切れ目のない支援を行い、育児不安の軽減を図ります。

(2) すべての子育て家庭に寄り添うことができるまち

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。このことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通して子どもの健やかな成長を保障するとともに、学童期となる小学校生活へ円滑に移行できるよう関係機関等の連携が深まる取組を進めます。

(3) 子どもの生きる力を育むことができるまち

学童期においては、「第2次藤井寺市教育振興基本計画」に基づき、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるような取組を推進します。

また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支える教育環境づくりを推進します。

(4) 支援が必要な子どもや家庭をサポートできるまち

児童虐待防止対策や子どもの貧困対策を推進しつつ、配慮が必要な子どもや保護者に対し、関係機関等が連携を図りながら、それぞれの課題等に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

(5) 子育て・子育てにやさしいまち

子どもをはじめ、広く社会に対しても、子どもが権利の主体であることを周知するとともに、様々な取組を通して、子どもや子育て家庭を社会全体で支える機運を醸成します。

また、安全な道路交通環境や防犯・防災対策、住環境の整備など、安心して子育て・子育てできるまちづくりに取り組みます。

4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

子どもを生み育てやすく
子どもがのびのび健やかに育つまち

I 安心して子どもを生み育てることができるまち



1. お母さんと赤ちゃんの健康を守ります

II すべての子育て家庭に寄り添うことができるまち



1. 就学前教育・保育を推進します

2. 子育てサービスを充実します

3. 子育て支援のネットワークを強化します

III 子どもの生きる力を育むことができるまち



1. 学校教育を推進します

2. 放課後児童対策を推進します

3. 学びの機会を充実します

IV 支援が必要な子どもや家庭をサポートできるまち



1. 児童虐待防止の取組を強化します

2. 障害のある子どもと家庭を支援します

3. 子どもの貧困対策を推進します
～子どもの未来応援プラン～

4. ひとり親家庭等の自立を促進します
～ひとり親家庭等自立促進計画～

5. 課題を抱える子育て家庭を切れ目なく支援します

V 子育て・子育てにやさしいまち



1. 子育てに関する理解の促進を図ります

2. 暮らしやすいまちづくりを進めます

第4章

施策の展開

基本目標Ⅰ 安心して子どもを生み育てることができるまち

1. お母さんと赤ちゃんの健康を守ります

(1) 母子保健サービス等の充実

①妊娠、出産期における子育て支援を推進します

妊娠、出産期における妊婦が安心・安全に出産を迎え、母子が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、積極的に面接・訪問を実施し、母子保健事業及び出産後のサポートの充実を図ります。

【主な取組】

- | | |
|---|---------------------------|
| ■母子健康手帳の交付 | ■マタニティ教室 |
| ■助産師相談（ここ ^{にこ} アドバイス） | ■ここ ^{にこ} 育児・健康相談 |
| ■産前産後訪問事業（助産師のここ ^{にこ} サポート） | ■産後ケア事業 |
| ■妊婦支援給付金 | ■妊婦等包括相談支援事業 |
| ■乳児家庭全戸訪問事業（ここ ^{にこ} こんにちは赤ちゃん事業） | |
| ■ここ ^{にこ} 赤ちゃんルーム | ■藤井寺市こども家庭センター |
| ■子育て応援ヘルパー事業 | |

②健康診査等の体制を充実します

妊産婦や子どもの健康を守るため、各種健康診査を積極的に実施し、疾病の早期発見や予防に努めます。特に、健康診査の受診率向上を目指し、未受診者への声かけや、予防接種に関する情報提供を強化します。

また、医療機関等と連携し、健康診査の結果に基づいたきめ細やかな支援体制を構築することで、より一層の母子の健康増進を目指します。

【主な取組】

- | | |
|----------|-----------|
| ■妊婦健康診査 | ■妊婦歯科健康診査 |
| ■乳幼児健康診査 | ■産婦健康診査 |

③食育を推進します

妊娠中から就学前までの子どもを持つ家庭に対し、保育・教育の現場と連携し、食に関する学習機会や栄養指導を実施します。

また、地域の食文化や農産物に触れる体験を通して、子どもたちが食べることへの興味関心を高め、生涯にわたる健康な食習慣を育むことを目指します。

【 主な取組 】

■離乳食講習会（ここ😊赤ちゃんクッキング） ■幼児クッキング

■地域における食を通じた健康づくり

（２）医療体制の確保

①安心できる小児医療の体制を確保します

安心して子どもを生み、育てることができるよう、急病診療所等における救急医療体制を確保するとともに、医療に関する情報提供を行うこと等により、子育て家庭が医療を利用しやすい環境づくりに努めます。

【 主な取組 】

■子どもの医療費助成

■かかりつけ医の推進

■休日急病診療所

■小児夜間急病診療所

■南河内圏域障がい児（者）歯科診療

基本目標Ⅱ すべての子育て家庭に寄り添うことができるまち

1. 就学前教育・保育を推進します

(1) 就学前教育・保育の推進

①就学前施設の整備を進めます

公立の就学前施設については、施設の適切な維持管理やＩＣＴ環境の基盤強化等により、より良い環境整備に努めるとともに、幼稚園・保育所においては、現在策定を進めている「藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（後期計画）」に基づき施設の再編を進めます。

また、社会状況の変化を踏まえ、保護者の多様なニーズに応えるため、令和６年度において民間保育施設公募事業を実施し、令和７年度において民間保育施設の整備を行うことで一定の保育ニーズの受け皿を確保する見込みです。

今後も第三期計画の計画期間における量の見込みと確保方策を注視し、保育ニーズの受け皿確保が必要な場合には、民間保育施設の公募・誘致等により受け皿の確保に努めます。

【 主な取組 】

■幼稚園・保育所・認定こども園等の維持管理等

■民間保育施設の公募・誘致等

②就学前施設での多様な取組を充実します

就学前施設と連携し、子育て家庭の多様なニーズに応えるための事業を進めます。

また、体験活動や地域との交流活動など、子どもたちの豊かな成長を促す取組にも努めます。

【 主な取組 】

■時間外保育事業

■病児保育事業

■育児相談

■一時預かり事業

■園庭開放

■季節に合わせたイベント実施

(2) 保育の質の向上

①就学前教育・保育の質の維持・向上に努めます

乳幼児期の発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するため、研修の実施等により、教育・保育従事者の専門性と資質の向上を図り、子どもたちが心身ともに健やかに成長する環境づくりを行います。

【 主な取組 】

- 保育に専念しやすい職場環境づくり
- 職員研修の実施
- 保育の質向上推進支援事業

(3) 就学前施設と小学校との連携

①子どものスムーズな就学を支えます

就学前施設と小学校が連携し、子どもの心身の状態や家庭環境に関する情報を共有することで、子どもたちが環境の変化にスムーズに対応できるよう支援するとともに、保幼小中生徒指導研究協議会等を通じて、就学前施設と小中学校等が協力し、子どもの育ちを幅広く支えられるよう努めます。

また、体験入学や給食交流会などを通じて、子どもたちが小学校の雰囲気を感じ、安心感を持って入学できるよう取組を進めます。

【 主な取組 】

- 保幼小連携の推進
- 保幼小中生徒指導研究協議会
- 校区別地域教育推進事業
- 地域学校協働本部
- 給食試食会
- 体験入学

2. 子育てサービスを充実します

(1) 地域での子育て支援サービス等の充実

①子育て中の親子が気軽に集まれる場・機会を充実します

子育ての悩み相談や情報交換、子育て中の親子が気軽に交流できる場を提供するとともに、個人や民間ボランティア団体等にも協力いただき、より多くの子育て家庭が安心して利用できる子育て支援サービスの充実に努めます。

【主な取組】

■地域子育て支援拠点事業

■親子はぐくみ学級

■紙芝居と絵本の読み聞かせ

■こども食堂への支援

②育児援助を充実します

専門的な相談支援や訪問活動、子どもの預かりなど、保護者の不安・負担の軽減につながるよう支援に努めます。

【主な取組】

■養育支援訪問事業

■子育て短期支援事業

■一時預かり事業〈再掲〉

■子育て応援ヘルパー事業〈再掲〉

■ファミリー・サポート・センター事業

(2) 子育てに関する情報提供・相談支援の充実

①わかりやすく、伝わりやすい情報発信に努めます

視覚的な情報発信、保護者への直接的な情報提供など、多角的なアプローチで、子育てに関する情報を分かりやすくお届けします。

また、情報技術の進歩に応じた情報発信方法についても検討し、子育て家庭に分かりやすい情報発信に努めます。

【主な取組】

■子育てマップ

■藤井寺市LINE公式アカウント

■PIAZZA（地域SNSアプリ）

②相談体制の充実、機能強化を図ります

藤井寺市こども家庭センターを中心に、相談窓口の一元化や関係機関との連携強化を図るとともに、各職員の専門性向上にも継続的に取り組むことで、質の高い相談支援体制を確保します。

また、子育て家庭のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うなど、よりきめ細やかな支援を提供します。

【 主な取組 】

- 藤井寺市こども家庭センター〈再掲〉
- ここ^{にこ}育児・健康相談〈再掲〉
- 育児相談専用電話「ほっとダイヤル」
- 地域子育て支援拠点事業〈再掲〉
- カンガルー教室

3. 子育て支援のネットワークを強化します

(1) 子育て支援ネットワークづくり

①地域にある社会資源を活用した子育て支援を進めます

個人や団体等が実施している子育て家庭に対する様々な取組の支援や、地域と連携した課題を抱える家庭の早期発見と相談支援の強化など、地域にある社会資源も有効に活用しながら、子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりに努めます。

また、地域全体で子ども・子育て家庭を応援するという機運醸成に向けた取組も進めます。

【 主な取組 】

- 民生委員児童委員、主任児童委員等との連携
- こども食堂への支援〈再掲〉

基本目標Ⅲ 子どもの生きる力を育むことができるまち

1. 学校教育を推進します

(1) 「人」を育む教育の推進

① 「人」を育む教育を推進します

「第2次藤井寺市教育振興基本計画」に基づき、確かな学力の定着、豊かな心と健やかな体の育成など、教育は「人づくり」という考えのもと、子どもの学びを支援します。

また、配慮や支援が必要な子どもたちの教育の推進、子どもが抱える様々な課題の解決に向けた体制づくりを進めます。

【主な取組】

■スクールソーシャルワーカーの配置

■スクールカウンセラーの配置

■支援教育

■適正就学に向けた相談体制の確立

■不登校児童生徒の支援

■帰国・渡日児童生徒の支援

② より良い教育環境をつくれます

市立小中学校のトイレ改修やバリアフリー化への対応など、施設における様々な課題を整理し、計画的な施設の整備・充実に取り組むとともに、ICT環境の基盤強化にも努めます。

【主な取組】

■市立小中学校の維持管理等

③ 地域協働を進めます

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域と学校がパートナーとして連携・協働するため、学校運営協議会を市立学校に設置し、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や学校運営への支援・協力を促進します。

【主な取組】

■コミュニティ・スクール

■校区別地域教育推進事業〈再掲〉

■地域学校協働本部〈再掲〉

2. 放課後児童対策を推進します

(1) 放課後の居場所づくりの推進

①放課後児童会を推進します

放課後児童会については、現状の待機児童ゼロを維持するため、受け入れ体制の確保に努めます。

【 主な取組 】

■放課後児童会

②放課後の子どもの居場所づくりに取り組みます

放課後に小学校の教室等を活用し、子どもへの学習支援や遊び場を提供し、学校・地域の協力を得ながら、放課後子ども教室を実施します。

また、放課後児童会と放課後子ども教室の連携を図るなど、放課後における子どもたちの安全な居場所づくりに取り組みます。

【 主な取組 】

■放課後子ども教室

3. 学びの機会を充実します

(1) 体験・交流活動の充実

①子どもの読書活動を推進します

生涯にわたる読書習慣を形成するため、子どもの読書活動を推進し、乳幼児期からの読み聞かせの啓発や学校図書館との連携の強化、読書の機会の提供に努めます。

【主な取組】

■図書の貸出

■子ども図書館員体験

■図書館職員による学校図書館への訪問

②地域のスポーツ活動を推進します

生涯にわたり健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することで、活力ある生活を送るために、子どもころから主体的に運動する習慣を身につけ、スポーツへの興味・関心を高めます。

【主な取組】

■藤井寺市民マラソン大会

■Fuj i りんぴっく

■アルティメット教室

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

①地域ぐるみで子どもの健やかな育ちを支えます

子どもたちの人間性や社会性を育み、地域に根差した心豊かで健やかな成長につなげるため、世代間交流や親子・地域で楽しめる機会の確保に取り組みます。

また、青少年を犯罪被害から守り、非行を防止するため、市内の中学生と協働し、地域ぐるみで青少年を育成するという環境づくりを進めます。

【主な取組】

■みんなで育てる花いっぱいプロジェクト

■わくわくチャレンジウォーク事業

■小中学生クラブ事業

■青少年健全育成藤井寺市民会議（ユースフル藤井寺）啓発活動

基本目標Ⅳ 支援が必要な子どもや家庭をサポートできるまち

1. 児童虐待防止の取組を強化します

(1) 児童虐待防止への取組の強化

①児童虐待防止に関する啓発を強化します

児童虐待防止に向け、ポスターやパンフレットの配布、街頭キャンペーン、広報ふじいでらやホームページなど、多様な方法でより一層の啓発に努めます。

【 主な取組 】

■オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

②児童虐待防止に向けた体制を強化します

藤井寺市こども家庭センターを中心に、関係機関との連携をより一層強めるとともに、関係職員の専門性の向上を図ることにより、児童虐待に対して迅速かつ的確に対応できる体制を強化します。

【 主な取組 】

■藤井寺市こども家庭センター〈再掲〉

2. 障害のある子どもと家庭を支援します

(1) 障害のある子どもと家庭への支援

①障害児支援や保健・医療を充実します

「藤井寺市障害者計画」に基づき、障害のある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援の事業所等の整備を推進するとともに、相談体制の充実に努めます。

また、障害の早期発見・早期対応を図るための相談体制の充実や障害のある方の健診体制の整備を進めます。

【 主な取組 】

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ■障害児保育 | ■障害児通所支援事業 |
| ■障害児・障害者ふれあい支援センター | ■障害児相談支援事業 |
| ■サポートブック「はばたき」 | ■ペアレントトレーニング事業 |
| ■軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業 | ■発達障害児療育事業 |
| ■南河内圏域障がい児（者）歯科診療〈再掲〉 | |

②インクルーシブな社会を推進します

社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度や習慣等の障壁、情報の障壁、人々の意識に関わる障壁等、あらゆる障壁（バリア）を取り除き、障害の有無に関わらず、その能力を最大限発揮しながら、安心して生活できるよう配慮します。

また、アクセシビリティを向上させ、すべての市民にとって生活しやすいまちづくりを社会全体で進めていきます。

【 主な取組 】

- サポートブック「はばたき」〈再掲〉

3. 子どもの貧困対策を推進します ～子どもの未来応援プラン～

(1) 子どもの貧困対策の推進

① 貧困の連鎖を断ち切り、子ども達が将来に希望を持つことができるまちを実現します

実態調査において示された課題を踏まえた本市の子どもの貧困対策の推進において、「貧困の連鎖を断ち切り、子ども達が将来に希望を持つことができるまちの実現」を基本理念とし、各種の施策の推進に取り組みます。

「第5章 子どもの未来応援プラン」にて記載

4. ひとり親家庭等の自立を促進します ～ひとり親家庭等自立促進計画～

(1) ひとり親家庭等の自立の促進

① ひとり親家庭等の自立を促進します

ひとり親家庭等は、各家庭によって状況や困りごとは様々であり、多種多様な不安を抱えています。

個々の状況を聞き取りながら相談に応じて必要な支援につなげるとともに、状況に応じた情報提供が出来るよう、関係機関とも連携しながらひとり親家庭等の自立に向けた支援を行います。

「第6章 ひとり親家庭等自立促進計画」にて記載

5. 課題を抱える子育て家庭を切れ目なく支援します

(1) 課題を抱える子育て家庭への支援

①適切な支援につなぎます

ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、関係機関が連携してヤングケアラーを早期に把握し、子どもや家族の思いに寄り添いながら適切な支援につなげます。

また、外国にルーツをもつ子どもとその家庭に対し、日常生活において不安が生じないよう支援に努めます。

その他、様々な課題を抱える子育て家庭の困りごとに応じ、適切な支援につなぎます。

【主な取組】

- 藤井寺市こども家庭センター〈再掲〉
- 女性相談窓口
- 人権悩みの相談室

(2) 子育て家庭の生活に関する支援

①自立をサポートします

経済的な困難を抱える方に対し、自立相談支援員が中心となり、一人ひとりの状況に合わせたきめ細やかな支援を行い、就労支援、生活習慣の改善、学習支援など、多角的なアプローチで自立をサポートします。

また、生活保護制度の保護費の支給をはじめ、生活保護を受けている家庭の状況に応じた就労自立給付金、高等学校等就学費、進学・就職準備給付金など、経済的な支援に努めます。

【主な取組】

- 生活困窮者自立支援事業
(相談支援事業、就労準備支援事業、こどもの学習支援事業、家計改善支援事業)

②各種手当の支給等を行います

子育て家庭に対する経済的支援に加え、出産や医療、子育てに関する費用の支給やその他貸付事業等を実施します。

【 主な取組 】

■助産制度

■就学援助

■児童扶養手当

■特別児童扶養手当

■児童手当

■子どもの医療費助成〈再掲〉

■ひとり親家庭等の医療費助成

基本目標Ⅴ 子育て・子育てにやさしいまち

1. 子育てに関する理解の促進を図ります

(1) 子どもの人権尊重、地域で子どもを育てる機運醸成

①子どもの人権に関する啓発を進めます

広報ふじいでらや啓発紙の配布など様々な機会を通じて子どもの権利に関する普及啓発に努めるとともに、地域で子育てしやすい機運の醸成を図ります。

【 主な取組 】

- オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン〈再掲〉
- パープルリボンキャンペーン（女性に対する暴力をなくす運動）

②人権に関する相談支援体制を充実します

市民からの様々な相談対応において、市民一人ひとりの人権が尊重されるよう、職員の人権意識の向上を図ります。

また、相談員の資質向上や各種相談窓口間の連携強化などにより、相談支援体制の充実に努めます。

【 主な取組 】

- 藤井寺市こども家庭センター〈再掲〉
- 女性相談窓口〈再掲〉
- 人権悩みの相談室〈再掲〉

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策を推進します

市民に対して、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深める講座や情報を提供するとともに、事業所等に対しても、ワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。

【 主な取組 】

- 男女共同参画推進フォーラム
- 男女共同参画推進講座

②庁内における男女共同参画の推進体制を構築します

各種審議会等の委員を選定する際、積極的に女性委員の登用について検討し、女性の意見が反映されるような環境づくりに努めます。

また、市職員の男女共同参画に対する意識の向上と知識の習得に向け、研修の実施や啓発紙の配布等を行うとともに、各部署に男女共同参画に知識のある人権推進員を配置し、市のあらゆる業務に男女共同参画の視点を反映するよう努めます。

【 主な取組 】

■審議会等への女性委員の登用

■人権推進員の配置

2. 暮らしやすいまちづくりを進めます

(1) 防犯・防災対策、交通安全対策の推進

①防犯・防災意識の高揚を図ります

平常時から、様々な媒体での情報発信に努め、市民一人ひとりの防犯・防災意識の高揚を図ります。

【 主な取組 】

■藤井寺市防災ガイドブック

■避難訓練 OnLINE

②地域と協力した安全なまちづくりを進めます

自主防災組織や地区防犯活動などを支援するとともに、保護者、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域住民、警察、その他関係機関と連携し、地域における子どもの見守りや安全確保に努め、安全なまちづくりを進めます。

【 主な取組 】

■青色防犯パトロール

■子どもの見守り活動

■こども 110 番運動における啓発

■交通安全教室

■登降園等補助業務

(2) 子ども、子育て家庭にやさしいまちづくり

①福祉のまちづくりを進めます

公共施設や歩道等のバリアフリー化や無電柱化、安全な通学路の整備等、すべての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

また、妊産婦が安心して外出できるよう、マタニティマークの普及に取り組みます。

【主な取組】

■バリアフリー化の推進

②子育て家庭に配慮した居住空間の整備を進めます

空家の削減や発生抑制に努めるとともに、本市の豊かな自然環境や歴史文化などの魅力ある特性を生かし、子ども・子育て家庭もいきいきと暮らせる住環境を整えます。

また、子どもたちの意見を聞きながら、気軽に集い遊べる特色ある公園づくりを進めます。

【主な取組】

■空家セミナー

■空き家リフォーム補助

■公園リニューアルプロジェクト

■赤ちゃんの駅

(3) 子ども・子育て政策のDXの推進

①行政手続のDX化を推進します

各種手続きをオンラインで行う「藤井寺市オンライン窓口」や藤井寺市LINE公式アカウントのさらなる活用等により、子育て家庭の行政手続きの利便性向上を図ります。

また、職員向けに、デジタルツールや技術に関する教育研修を充実し、組織全体でデジタル技術の活用を進める機運の醸成を図り、業務の効率化による職員の負担軽減と支援サービスの向上を目指します。

【主な取組】

■藤井寺市オンライン窓口

■藤井寺市LINE公式アカウント〈再掲〉

第5章

子どもの未来応援プラン

— こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画 —

1 計画の趣旨

近年、子どもの貧困が社会問題として注目され、国の調査においては、子どもの7人に1人が貧困状態にあることが判明しました。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に定める基本理念に基づき、子どもの貧困対策に関する施策を総合的に推進し、児童の権利条約に定める権利が保障され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、安心して未来へ歩みを進めていくことができるよう、令和5年3月に「藤井寺市子どもの未来応援プラン」を策定しました。

なお、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立・公布され、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められたとともに、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう」という目的が「貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう」へと解消すべき「こどもの貧困」が具体的に盛り込まれました。

これらの状況を踏まえ、関係部局連携のもと、各種施策の推進に取り組みます。

2 現状と課題

(1) 子どもの生活に関する実態調査の概要

子育て家庭の経済状況と子どもや保護者の状況との関連等の実態を把握し、本市における子どもたちや子育て家庭への支援のあり方の検討に役立てることを目的として、「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

◇アンケート調査

調査対象者	市内在住の小学5年生及び中学2年生とその保護者
調査時期	令和4年7月1日から7月15日
配付・回収	小学5年生：配付 545 件、有効回収 483 件（有効回収率 88.6%） 中学2年生：配付 579 件、有効回収 455 件（有効回収率 78.6%）

◇団体・支援者調査

調査対象者	市内で子どもや子育て支援に関わる団体・機関等
調査時期	令和4年7月27日から8月12日
配付・回収	配付 73 件、回収 50 件（回収率 68.5%）

(2) 実態調査から見た本市の課題

実態調査の結果、見えてきた本市の課題について5つの視点で整理しました。

■子育て家庭の経済状況について

経済的に厳しい世帯においてはひとり親の割合が非常に高く、既存のひとり親世帯への支援では、ひとり親世帯の経済的困難を支援するには十分ではない可能性がある。

■子どもの教育・進学について

教育機会の格差は、将来的な職業や収入にも影響し、貧困の連鎖を招くものであることから、家庭の状況による学習・経験の格差を補う家庭支援の取組が必要。また、教育環境の充実だけでなく多様な体験の機会の提供も必要。

■子どもの日常生活について

経済的に厳しい状況にあっても、子どもが自尊感情を保ち、将来に展望が持てるような働きかけが課題。また、保護者自身が複合的な課題を抱えている場合などもあるため、家庭・保護者への支援も必要。

■保護者の就労・生活の状況について

生活の安定のための就労の支援や、子育てしやすい就労環境を確保するための取組が必要。また、経済的に厳しい世帯の保護者が孤立しないよう、様々な機関との連携や、公的な相談窓口について一層の周知をしていくなど、孤立を防ぎ支援につなげるための取組が必要。

■支援制度・支援のニーズについて

支援が必要な家庭が適切な情報を入手できるよう、広報周知の方法を検討するとともに、手続き面で改善の余地があるかについての検討が必要。また、学校や就学前施設と、福祉分野等の行政部局や民間を含めた様々な団体・機関との連携・情報共有が可能な体制を確保し、支援につなげるための取組が必要。

3 計画の基本的な考え方

実態調査において示された課題を踏まえ、基本理念と3つの基本方針を設定したうえで、継続的に取り組む事業を5つの分野に分類し、効果的かつ総合的に子どもの貧困の解消に向けた対策を推進します。

基本方針1 貧困の連鎖の断ち切り

貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが自分の将来に夢や希望を持ち、自分らしく生きられるまちづくりを目指します。

教育や進学の格差だけでなく、子どもの自尊感情や多様な経験の有無、身近な人間関係

が与える影響など、様々な要因が絡み合い貧困の連鎖が生まれています。これを断ち切るためには、教育に関する支援だけでなく、子どもの将来展望や視点を広げられるような文化的な体験の機会の提供等も重要であるため、様々な分野からの支援を提供します。

基本方針2 切れ目のない支援

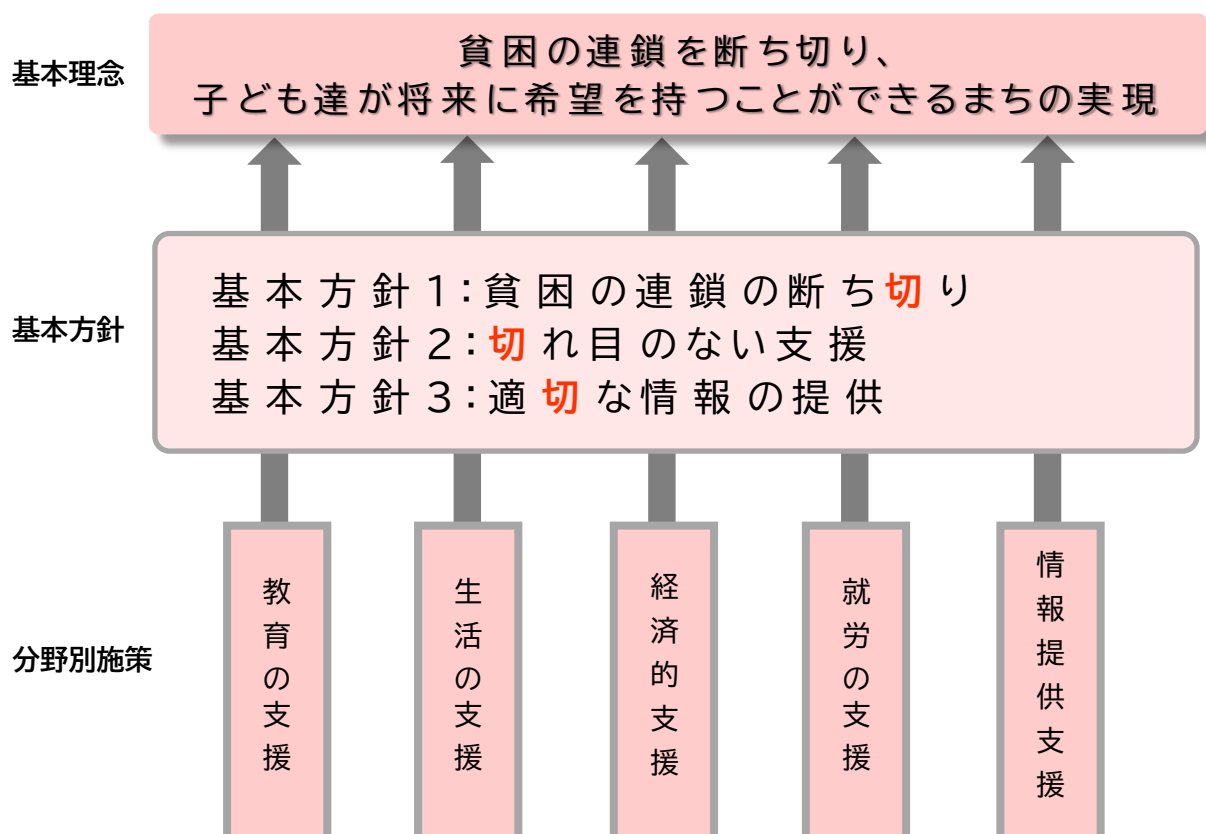
親の妊娠・出産から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築を進めます。

困難を抱える家庭をいち早く発見し、各家庭の状況に合った支援を提供できるよう関係機関との連携を強化します。また、困難を抱える家庭ほど孤立しがちである状況を鑑み、子育て中に保護者が孤立感を感じず安心感を持って子育てに取り組むことができるよう、行政だけでなく地域で支え合う体制を構築します。

基本方針3 適切な情報の提供

様々な困難により支援が届かない、または届きにくい子どもや家庭があることを踏まえ、必要な支援を確実に届けられるような配慮・調整を図ります。

支援が必要な家庭に必要な情報が届くよう、広報周知の方法を検討するとともに、手続き面でもできるだけ利用者にとって負担の少ない方法を検討します。また、支援を必要とする家庭への情報提供だけでなく、困難を抱える家庭に一番近い存在の支援者や関係機関に向けても情報提供を行います。



4 分野別の取組

(1) 教育の支援

【 施策の推進における課題 】

家庭の経済状況と、子どもの教育環境や学習・体験の機会、将来展望が様々な面で関連していることが示されており、貧困の連鎖を断ち切るためには、教育分野における取組は重要です。すべての子どもにとっての教育環境の充実や、家庭環境の格差を補う学習・体験の機会の提供、将来に向けて子どもの視野や体験の幅を広げるアプローチ等が課題となります。

【 施策の方向性 】

すべての子どもが、家庭の経済状況にかかわらず自分らしい進路を選択できるよう、安心して学ぶことのできる環境づくりや学習支援、多様な体験・経験の機会の提供等を行い、教育と福祉の連携による支援の充実を図ります。

【 主な取組 】 ※こどもの貧困の解消に向けた対策として有効だと考えられる取組を幅広く記載しています。

- ☐ 幼児教育の無償化 ☐ スクールソーシャルワーカーの配置 ☐ スクールカウンセラーの配置
- ☐ 教育相談・テレホン教育相談 ☐ 放課後「ゆめ」教室 ☐ 教育支援センター
- ☐ 学力向上推進支援事業 ☐ 就学援助事業 ☐ 特別支援教育就学奨励費支給事業
- ☐ 藤井寺市高等学校等入学準備金 ☐ ひとり親家庭等学習支援事業
- ☐ 生活困窮者自立支援事業（こどもの学習支援事業） ☐ 教育コミュニティづくり推進事業
- ☐ 小・中学校における学校給食 ☐ スクールフレンド活用事業 ☐ 社会人等指導者活用事業
- ☐ キャリア教育の推進

(2) 生活の支援

【 施策の推進における課題 】

調査結果では、家庭の経済状況の格差が、子どもの生活の幅広い領域に影響を与えていることが示されています。子どもが基本的な生活習慣を確立でき、必要なケアを受けられる環境づくりに向け、子育て支援・家庭教育の支援のさらなる充実や、保護者への支援と子どもへの支援の両面からの取組が課題となります。

【 施策の方向性 】

妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援の充実に取り組みます。保護者の社会的孤立を防ぎ、安心して子育てを行える環境づくりを推進するとともに、子どもの安定した日常生活習慣の確立を図ります。

【 主な取組 】 ※こどもの貧困の解消に向けた対策として有効だと考えられる取組を幅広く記載しています。

- 養育支援訪問事業 □乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- 妊産婦・乳幼児保健指導 □母子生活支援施設 □生活保護世帯に対する生活支援等の実施
- 生活困窮者自立支援事業（相談支援事業） □生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）
- 子育て短期支援事業 □ひとり親家庭等の相談 □ファミリー・サポート・センター事業
- 地域子育て支援拠点事業 □保育所等の保育料 □放課後児童会事業
- 生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） □人権相談 □人権悩みの相談室
- 女性相談窓口 □障害者等相談 □障害児・障害者ふれあい支援センター
- 藤井寺市こども家庭センター □妊婦等包括相談支援事業

（３）経済的支援

【 施策の推進における課題 】

調査においては、就学援助や子どもの医療費助成制度については周知が進んでいることがうかがえる一方で、子育て支援の取組等については経済的に厳しい世帯ほど認知していない状況も示されています。既存の制度や事業を確実に利用できるよう、引き続き丁寧な周知や手続き面での改善・支援に取り組むことや、関係団体・機関が連携して適切な支援につなげるための体制づくりが課題となります。

【 施策の方向性 】

必要な支援が必要な人に確実に届くよう、制度の周知、手続きの支援、関係機関との情報共有等に取り組みます。金銭的な支援だけでなく、多様な支援施策と連携し、効果的な支援の充実を図ります。

【 主な取組 】 ※こどもの貧困の解消に向けた対策として有効だと考えられる取組を幅広く記載しています。

- 特別児童扶養手当 □児童扶養手当 □児童手当
- 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外
- 生活保護制度における高等学校等就学費 □生活保護制度における進学・就職準備給付金
- 子どもの医療費助成事業 □ひとり親家庭等の医療費助成事業
- 大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付 □ひとり親家庭等無料法律相談事業 □助産制度
- 実費徴収に係る補足給付事業 □養育費確保支援事業 □妊婦支援給付金

(4) 就労の支援

【 施策の推進における課題 】

経済的に厳しい家庭ほど、保護者の就労が難しい状況にあったり、子育て等に時間をかけにくい状況で就労していることが多くなっています。感染症拡大の影響も、ひとり親世帯など経済的に厳しい状況にある保護者において大きくなっており、それぞれの家庭の経済的安定に向けた支援や、適切な支援の制度・事業につなげるための取組が引き続き課題となります。

【 施策の方向性 】

子育て家庭の生活基盤と経済的な安定を図るとともに、家族がゆとりを持って接する時間を確保できるワーク・ライフ・バランスの充実に向け、国・大阪府・関係機関と連携し、就労支援を推進します。

【 主な取組 】 ※こどもの貧困の解消に向けた対策として有効だと考えられる取組を幅広く記載しています。

- ☐ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ☐ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業
- ☐ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ☐母子・父子自立支援プログラム策定事業 ☐地域就労支援事業（地域就労支援センター）
- ☐生活困窮者自立支援事業（就労支援事業） ☐生活保護制度における就労支援事業
- ☐生活保護制度における就労自立給付金

(5) 情報提供支援

【 施策の推進における課題 】

困難を抱える家庭が必要としている支援制度や支援事業についての情報が、困難を抱える家庭だけでなく、一番近い支援者及び関係機関にも浸透していない状況があります。支援制度の担当窓口や相談窓口が随所に点在しているため、支援者や関係機関職員が困難を抱える家庭を発見した際に、つなげる先がわかりにくいことも課題となっています。

【 施策の方向性 】

親族等に頼ることができない家庭や外国にルーツを持つ家庭など、困難を抱える家庭が必要としている情報を取得しやすくなるよう、相談窓口をよりわかりやすく示すことや事業等の周知方法を検討します。また、適切でスムーズな連携が行えるよう、地域にある社会資源を整理し、支援者や関係機関との連携強化に努めます。

【 主な取組 】 ※こどもの貧困の解消に向けた対策として有効だと考えられる取組を幅広く記載しています。

- ☐就学援助制度の利用促進 ☐窓口等における手続き支援 ☐人権相談ネットワーク会議
- ☐子どもの貧困対策関連事業のわかりやすい情報発信 ☐子どもの未来応援ネットワーク会議

5 計画の進捗状況の確認

子どもの未来応援プランの進捗状況を確認するため、指標を設定し目指す方向性に向けて取り組みます。

指標	計画策定時 (令和3年度)	現状値 (令和5年度)	目指す方向性
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	100%	100%	維持
スクールカウンセラーの年間相談開設日数 (小学校)	72日	84日	増加
スクールカウンセラーの年間相談開設日数 (中学校)	78日	105日	増加
「自分にはよいところがあると思う」子どもの割合 (小学生)	78.1%	83.2%	上昇
「自分にはよいところがあると思う」子どもの割合 (中学生)	70.3%	77.8%	上昇
「学校に行くのは楽しいと思う」子どもの割合 (小学生)	86.0%	81.4%	上昇
「学校に行くのは楽しいと思う」子どもの割合 (中学生)	74.4%	85.8%	上昇
「全く読書をしない」子どもの割合 (小学生)	28.8%	32.0%	減少
「全く読書をしない」子どもの割合 (中学生)	50.3%	51.0%	減少
「朝食を毎日食べている」子どもの割合 (小学生)	81.1%	79.3%	上昇
「朝食を毎日食べている」子どもの割合 (中学生)	74.0%	67.8%	上昇
「将来の夢や目標を持っている」子どもの割合 (小学生)	78.2%	80.9%	上昇
「将来の夢や目標を持っている」子どもの割合 (中学生)	61.1%	58.0%	上昇
乳幼児健康診査受診率 ①4か月 ②1歳6か月 ③2歳6か月歯科 ④3歳6か月	①98.5% ②97.3% ③89.7% ④96.7%	①99.1% ②99.2% ③91.0% ④93.9%	維持／上昇
乳児家庭全戸訪問事業の訪問割合 (訪問戸数/対象戸数) ※長期入院・里帰り等で訪問できなかった方には、その後の事業で訪問等を実施。	89.8%	96.5%	維持／上昇

1 現状と課題

令和5年に行った大阪府の「第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査」では、母子家庭の母の90%以上が就業しているものの、半数近くはパート・アルバイト等の非正規雇用で、その収入については、年収が250万円以下となっている家庭が70%以上を占めており、多くの家庭において収入の水準が低い状況であることがわかりました。

また、父子家庭においては、ひとり親になったことにより20%以上の方が転職している状況となっており、「自宅から近い」や「時間に融通が利く」といった内容を重視したという結果が出ています。

困りごとの設問では、母子家庭・父子家庭ともに、家賃や給与といった金銭面での困りごとの割合が高くなっています。

養育費の状況については、令和4年に行った「藤井寺市子どもの生活に関する実態調査」でも、養育費を受け取っているのは小学生で40.4%、中学生で23.5%となっており、決して高い割合になっていません。

また『第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査』からも、養育費を取決めていても、母子家庭で約50%が、父子家庭で約30%が支払われていないことがわかりました。

これらの状況から、就業状況や収入が安定していないことを踏まえ、安定した雇用及び収入につながるための情報提供や就業に関する支援が必要です。養育費については、取決めの有無だけでなく、取決めがされていたとしても、その後の受取りにつながっていない状況であることも課題の一つです。養育費の分担については、子どもにとって不利益が生じることのないよう、子どもの最善の利益を考慮しながら、履行確保のための相談支援や取決めの促進について強化が必要です。

ひとり親家庭等といっても母子や父子、寡婦（※）等、各家庭によって状況は様々で、困りごとの内容についても同様です。児童扶養手当や貸付等の経済的なことから、子育てや就業についてなど、多種多様な不安を抱えている状態であるため、個々の状況を聞き取りながら相談に応じ、必要な支援につなげるとともに、状況に応じた情報提供が出来るよう、関係機関とも連携しながらひとり親家庭等の自立に向けた支援を行います。

※ 寡婦とは、配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことがある者

2 ひとり親家庭等への支援

(1) 就業の支援

様々な要因から非正規雇用の割合が多く、収入の水準が低くなっているひとり親家庭等が安心して生活していくにあたって、就業状況の不安定さや収入の低さは大きな課題となっています。そのため、ひとり親家庭等が経済的に安定した生活を送るためには、資格取得などにより収入の高い就業を可能にするための支援が必要です。

ひとり親家庭等が自立し、子育てをしながら安定した就業や生活を送ることが出来るよう、家庭や個人の状況に応じた就業相談や就業訓練の実施等、ハローワーク等の関係機関とも連携を図りながら総合的な就業支援体制の整備を図ります。

対象事業	概要
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の保護者であって母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている者を対象に、主体的な能力開発の取組を支援し、自立促進を図るために給付金を支給する。
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の親が、経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関で一定期間修業する場合に、「高等職業訓練促進給付金」を支給し、卒業後には「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の支給	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びその子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用の軽減を図り、学び直しを支援する。
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等の親の自立・就業支援のため、個々の受給者のケースに応じた自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等と連携して就業を支援する。

(2) 子育てや生活の支援

様々な困難を抱えつつ、ひとり親家庭等が就業と子育てを両立しながら安心して生活していくには、個々のひとり親家庭等のニーズに合った相談支援や情報提供を行うことが必要です。

ひとり親家庭等が、安心して就業や子育てを行えるよう、また悩みごとを気軽に相談できるよう、母子・父子自立支援員を中心に個々の状況に配慮した相談に応じることにより、ひとり親家庭等の自立支援を図るとともに、様々な形で情報提供を行い、支援策の周知を推進します。

ひとり親家庭等に関する各種支援について、行政部局や市母子寡婦福祉会、民生委員・児童委員等の関係団体等との連携や協力を図ることで、より良い支援となるよう取り組みます。

対象事業	概要
ひとり親家庭等の相談	ひとり親家庭等の生活の安定や自立のための相談、離婚前相談等を行う。
母子・父子自立支援員による相談事業	母子・父子自立支援員を中心にひとり親家庭等の生活や子どもの養育、母子父子寡婦福祉資金の貸付及び就業、自立の相談支援を行う。
ひとり親家庭等無料法律相談	ひとり親家庭等や離婚を考えている人などを対象に、弁護士による無料相談を行う。
ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等の小中学生を対象に無料の学習支援を行い、学習機会の確保や学習習慣の定着を図る。
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等の親の自立・就業支援のため、個々の受給者のケースに応じた自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等と連携して就業を支援する。
母子生活支援施設	18歳未満の児童を養育する母子世帯の母親で、様々な問題のために児童の養育が十分にできない状況にある場合に、児童と一緒に入所できる児童福祉施設を確保するもの。 施設では、相談員が生活・育児の相談に応じ、母子の自立を支援する。
子育て短期支援事業	18歳未満の児童のいる家庭で、児童の養育が一時的に困難となった場合や、育児不安や疾患など身体的・精神的負担の軽減が必要な場合等に、児童福祉施設等において一定期間児童を預かるもの。 また、保護者のレスパイト・ケアなど、必要に応じて短期間、親子入所支援を行う。 ひとり親家庭が利用するにあたっては、利用料の軽減措置を行っている。
ファミリー・サポート・センター事業	生後3か月から小学6年生までの児童とその保護者を対象として、地域で子育ての支援を行う人と支援を受けたい人を結び付け、相互援助活動を促進する。 ひとり親家庭からの依頼について、マッチングなどの配慮を行っている。
保育所等入所申込に係る利用調整	保育所等入所申込に係る利用調整において、ひとり親に対し加点を行い、入所の優先度が高まるよう配慮している。
保育所等の保育料	所得が一定以下であるひとり親について、経済的な負担軽減の観点から、低額な保育料区分を設定している。
ひとり親家庭等への情報提供	関係機関等との連携を図りながら、適切な支援、的確な情報提供を行う。

(3) 養育費確保の支援

養育費は、ひとり親家庭等の生活の安定や子どもの健やかな成長に重要であり、その取決めや履行の確保に向けた相談支援及び公正証書の作成費用等の補助を実施するとともに、情報提供や広報・啓発などを行います。

対象事業	概要
ひとり親家庭等無料法律相談〈再掲〉	ひとり親家庭や離婚を考えている人などを対象に、弁護士による無料相談を行う。
養育費確保支援事業	子どもの成長を経済的に支えるため、養育費の取決めにかかる公正証書等作成費用や保証契約に必要な費用の一部を補助する。

(4) 経済的な支援

ひとり親家庭等の収入について、低水準である家庭が多いことから、手当や貸付等の経済的な支援が求められます。

ひとり親家庭等の安定した生活を支援するため、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等の医療費助成、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等の支援を行います。

対象事業	概要
児童扶養手当の給付	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしない0歳～18歳（障害児の場合は20歳未満）の児童を養育する人（ひとり親家庭の保護者等）を対象に、手当を支給する。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭及び寡婦の人の経済的自立を図るため、子どもの進学や親の技術習得などに対して資金の貸し付けを行う。
ひとり親家庭等の医療費助成事業	児童扶養手当の支給要件に該当するひとり親家庭等の18歳に達した年度末までの子どもとその保護者の保険診療について、医療機関等で支払う費用から一部自己負担額を除いた額を助成する。
JR 通勤定期乗車券の割引制度	児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が JR 通勤定期乗車券を購入する場合、証明書を発行し、3割引で購入できるよう証明書等の発行を行う。

第7章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では「市町村子ども・子育て支援事業計画」において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関して定めることとしており、国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市は、人口、利便性、教育・保育施設の配置等から勘案し、第二期計画と同様、市全域をひとつの教育・保育提供区域として設定します。その理由として、日常的な生活圏域として市全域が問題ない範囲の程度であること、また、市全域をひとつの区域とすることにより一時的な需要の増減に対する供給量の調整が可能となることなどが挙げられます。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、ニーズ調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保方策を整理します。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、令和5年度に実施した保護者へのニーズ調査等に基づき、それぞれ「量の見込み（ニーズ量）」を算出しました。

なお、地域子ども・子育て支援事業については、これまでの13事業に加え、令和4年の児童福祉法の改正等により新たに創設された事業等についても、子ども・子育て支援事業計画において「量の見込み」や「確保方策」を設定し、計画的に整備を進めることが求められています。

◆教育・保育

認定区分	対象となる子ども		主な提供施設
1号 (教育標準時間認定)	満3歳以上	教育を希望される場合	幼稚園(市立幼稚園は4歳以上)・認定こども園
2号 (満3歳以上保育認定)	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号 (満3歳未満保育認定)	満3歳未満		保育所・認定こども園・地域型保育事業

◆地域子ども・子育て支援事業

- (1) 利用者支援事業
- (2) 時間外保育事業(延長保育事業)
- (3) 放課後児童健全育成事業
- (4) 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業
- (6) ①養育支援訪問事業
 - ②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 - ③子育て世帯訪問支援事業
 - ④児童育成支援拠点事業
 - ⑤親子関係形成支援事業
- (7) 地域子育て支援拠点事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業
- (10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
- (11) 妊婦健康診査事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (14) 産後ケア事業
- (15) 妊婦等包括相談支援事業
- (16) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

上記のうち、第三期計画から新たに「地域子ども・子育て支援事業」として記載する事業は以下のとおりです。

- (6) ③子育て世帯訪問支援事業
 - ④児童育成支援拠点事業
 - ⑤親子関係形成支援事業
- (14) 産後ケア事業
- (15) 妊婦等包括相談支援事業
- (16) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育

(単位：人)

令和7年度		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み		322	105	734	86	191	239
確保方策	特定教育・保育施設	581	829		89	184	213
	市内	548	812		88	183	212
	他市	33	17		1	1	1
	特定地域型保育事業	—	—		5	7	7
	認可外保育施設	—	0		0	0	12
	施設型給付を受けない幼稚園(他市)	37	—		—		
	企業主導型保育施設	—	0		8	12	13
	幼稚園・預かり保育(長時間・通年)	32	—		—		
合 計		650	829		102	203	245

令和8年度		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み		306	100	698	84	191	233
確保方策	特定教育・保育施設	581	889		95	200	231
	市内	548	872		94	199	230
	他市	33	17		1	1	1
	特定地域型保育事業	—	—		5	7	7
	認可外保育施設	—	0		0	0	12
	施設型給付を受けない幼稚園(他市)	37	—		—		
	企業主導型保育施設	—	0		8	12	13
	幼稚園・預かり保育(長時間・通年)	32	—		—		
合 計		650	889		108	219	263

(単位：人)

令和9年度		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み		300	98	684	82	187	233
確保 方 策	特定教育・保育施設	581	889		95	200	231
	市内	548	872		94	199	230
	他市	33	17		1	1	1
	特定地域型保育事業	—	—		5	7	7
	認可外保育施設	—	0		0	0	12
	施設型給付を受けない幼稚園(他市)	37	—		—		
	企業主導型保育施設	—	0		8	12	13
	幼稚園・預かり保育(長時間・通年)	32	—		—		
合 計		650	889		108	219	263

令和10年度		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み		289	94	658	81	183	228
確保 方 策	特定教育・保育施設	581	889		95	200	231
	市内	548	872		94	199	230
	他市	33	17		1	1	1
	特定地域型保育事業	—	—		5	7	7
	認可外保育施設	—	0		0	0	12
	施設型給付を受けない幼稚園(他市)	37	—		—		
	企業主導型保育施設	—	0		8	12	13
	幼稚園・預かり保育(長時間・通年)	32	—		—		
合 計		650	889		108	219	263

令和11年度		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み		284	92	648	80	180	223
確保 方 策	特定教育・保育施設	581	889		95	200	231
	市内	548	872		94	199	230
	他市	33	17		1	1	1
	特定地域型保育事業	—	—		5	7	7
	認可外保育施設	—	0		0	0	12
	施設型給付を受けない幼稚園(他市)	37	—		—		
	企業主導型保育施設	—	0		8	12	13
	幼稚園・預かり保育(長時間・通年)	32	—		—		
合 計		650	889		108	219	263

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊娠している方が、教育・保育・保健や他の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

なお、第三期計画期間中において、改正児童福祉法に基づく「市民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる『地域子育て相談機関』の整備」について検討していきます。

(単位：ヶ所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、保護者のやむを得ない理由により、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	370	358	352	341	336
確保方策	403	438	438	438	438

(3) 放課後児童健全育成事業

小学校に通う児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

低学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	609	633	625	616	587
確保方策	660	660	660	660	660

高学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	111	122	124	134	138
確保方策	170	170	170	170	170

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭で児童を養育することが困難となった場合に、一時的に施設で児童を預かる事業です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	61	59	58	56	56
確保方策	98	98	98	98	98

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	334	326	320	314	310
実施体制（確保方策）	看護師・保健師等が訪問				

(6) ①養育支援訪問事業

児童の養育について支援が必要である家庭に対し、家庭を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業です。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	16	16	16	16
確保方策	20	20	20	20	20

(6) ②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童等対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

(6) ③子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に不安を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	269	261	253	246	238
確保方策	288	288	288	288	288

(6) ④児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保証と健全な育成を図る事業です。

今後、事業の実施に向け検討を進めます。

(6) ⑤親子関係形成支援事業

児童等の関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換の場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流し、子育てについての相談対応、情報提供、助言等を行うことにより、家庭や地域における子育て機能の向上や子育て中の親の孤独感や不安感を低減するため、地域に子育て支援の拠点を設置する事業です。

(単位：【上段】人回／【下段】ヶ所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12,392	12,189	12,020	11,773	11,582
確保方策	5	5	5	5	5

(8) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園等の在園児を対象として、通常の教育時間の前後や長期休業日等において、預かりを行う事業です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19,152	18,212	17,851	17,178	16,911
確保方策	35,624	35,624	35,624	35,624	35,624

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

幼稚園等の在園児以外を対象とした、保育所や認定こども園等で行う一時預かりや、就学前児童を対象とした子育て援助活動支援事業です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,758	3,700	3,653	3,586	3,528
確保方策	8,770	8,770	8,770	8,770	8,770
一時預かり(在園児以外)	8,552	8,552	8,552	8,552	8,552
子育て援助活動支援事業	204	204	204	204	204
トワイライトステイ	14	14	14	14	14

(9) 病児保育事業

保育所等に通所する児童に対して、児童が保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合に、保育所等において緊急的な対応を図ったり、保健的な対応等を行う事業（体調不良児対応型）や、病気にかかった子どもの体調が落ち着いてきた後、保護者が仕事等で子どもを看られない時に、施設に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業（病後児対応型）です。

令和6年度において民間保育施設公募事業を実施し、令和7年度において整備を進める民間保育施設において、病児保育事業（体調不良児対応型）の実施を予定しています。既存の保育施設においても病児保育事業（体調不良児対応型）の利用が堅調であることから、今後も、保育施設整備の際には病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に努めます。

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,487	1,433	1,409	1,367	1,345
確保方策	4,148	4,392	4,392	4,392	4,392

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けを受けたい人と子育ての手助けを行いたい人が会員となって、子育ての援助を行う相互援助活動を支援する事業です。

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	153	153	153	153	153
確保方策	255	255	255	255	255

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

（単位：回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,763	4,650	4,550	4,475	4,425
確保方策	実施場所 府外実施分は償還払いで対応	府内妊婦健診実施医療機関			
	検査項目	国の基準に準ずる			
	実施時期	通年			

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき日用品、文房具、その他必要な物品の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用等または子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の園児の副食材料費にあたる給食費をそれぞれ補助する事業です。

	対象者
教材費・行事費等	生活保護世帯等に係る1～3号認定子ども
給食費（副食材料費）	新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯及び第3子以降の子ども

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するための保育士等の巡回支援や、民間認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築に対し、必要な費用の一部を補助する事業です。

(14) 産後ケア事業

産後の心身の不調又は育児支援を必要とする産後1年未満の養育者と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

産後ケア事業を必要とするすべての産婦に対する利用者負担の減免支援と契約事業所数の拡大を図り、利用しやすい環境を整えることにより、健やかな育児ができるよう支援します。

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	104	101	99	97	96
確保方策	104	101	99	97	96

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を実施する事業です。

必要な相談機関とつながり、身近で相談できる安心感につなげます。

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,089	1,062	1,041	1,023	1,011
確保方策	1,089	1,062	1,041	1,023	1,011

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所等に預けられるようにする新たな通園給付制度です。

令和8年度からの給付制度化に向けて、必要受入時間数や必要定員数等の検討を進め、受入体制の整備に努めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化における子育てのための施設等利用給付については、保護者の利便性を勘案しつつ、認定こども園や幼稚園など、施設の協力も得ながら、施設による法定代理受領や保護者への償還払いにより実施しています。

引き続き、施設や保護者の事務負担の軽減や利便性の向上に努めながら、円滑な給付の実施を確保します。

第8章

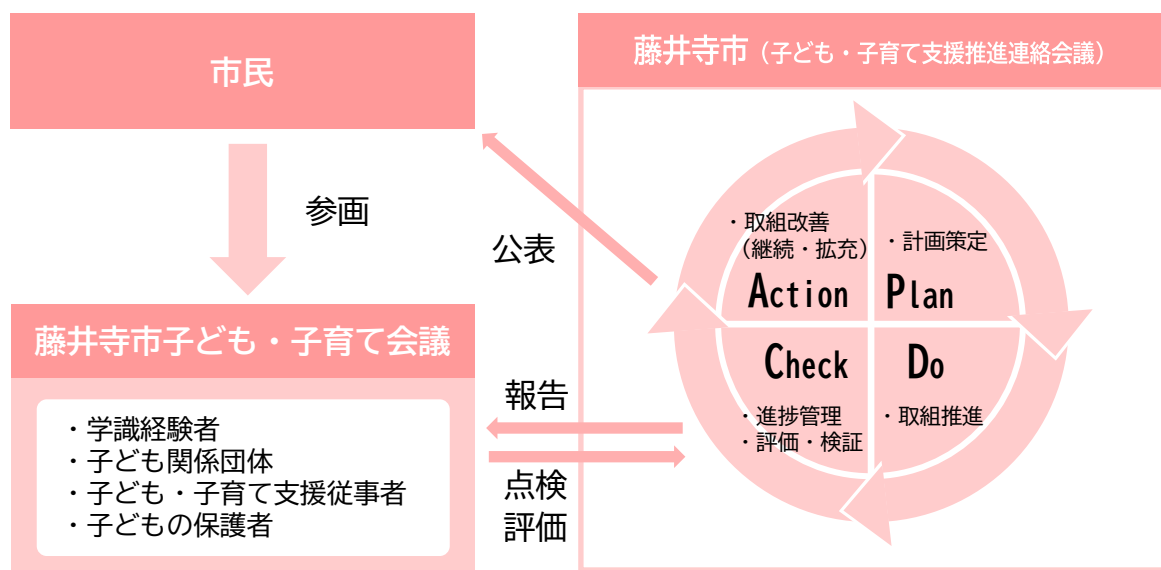
計画の推進

1 施策の実施状況の点検及び評価

第三期計画に基づく取組の実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、計画的かつ円滑に推進することが重要です。

適切な進行管理を進めるために、「子ども・子育て支援推進連絡会議」で具体的施策の進捗状況について把握するとともに、「藤井寺市子ども・子育て会議」で施策の実施状況について点検・評価し、この結果を公表するとともに、結果に基づいて対策を実施します。

また、子ども・子育て支援法で定めることとされている、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」についても、毎年度、進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、必要に応じて見直します。



2 関係機関等との連携

計画の理念を具現化し、施策を展開していくためには、市だけでなく、家庭、教育・保育事業者、学校、地域等が連携して取り組む必要があります。

関係機関等がそれぞれの役割を果たし、相互の連携が図られるよう積極的に関わりとともに、大阪府や他市町村とも連携し、子ども・子育て支援を総合的に推進します。

参考資料

1 策定経過

実施日	内容
令和5年10月12日	第31回藤井寺市子ども・子育て会議
	○第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査について
令和5年11月16日	第32回藤井寺市子ども・子育て会議
	○第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査について
令和5年12月6日 ～12月31日	「子育て支援に関するニーズ調査」の実施
令和6年3月27日	第33回藤井寺市子ども・子育て会議
	○第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の結果について
令和6年5月29日	令和6年度第1回藤井寺市子ども・子育て支援推進連絡会議
	○子ども・子育て支援推進連絡会議について ○第三期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて ①子ども・子育て支援事業計画について ②第二期子ども・子育て支援事業計画の検証について ③策定スケジュール
令和6年8月22日	第34回藤井寺市子ども・子育て会議
	○第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画策定に係る量の見込みと確保方策（案）について ○藤井寺市子ども・子育て支援事業計画 振り返りと今後の方向性について

令和6年10月10日	第35回藤井寺市子ども・子育て会議
	○第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の概要について
令和6年11月28日	第36回藤井寺市子ども・子育て会議
	○第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和6年12月10日 ～令和7年1月13日	パブリックコメントの実施
令和7年1月28日 ～2月4日	令和6年度第1回藤井寺市子ども・子育て支援推進連絡会議 【書面開催】
	○パブリックコメントの実施結果について ○第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について
令和7年2月20日	第37回藤井寺市子ども・子育て会議
	○パブリックコメントの実施結果について ○第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について

2 子ども・子育て支援推進連絡会議設置要綱

（設置）

第1条 本市における子ども・子育て支援を総合的かつ円滑に推進するため、関係各課における所要の事務の実施に関する連絡調整の場として藤井寺市子ども・子育て支援推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する子ども・子育て支援事業計画の策定、進捗確認及び検証に関すること。
- (2) その他子ども・子育て支援の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 委員長は、こども未来部長の職にある者を、副委員長はこども未来部次長の職にある者をもって充てる。ただし、こども未来部次長を置かない場合は、副委員長はこども未来部子育て支援課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員等の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員は、やむを得ない事由により会議に出席することができないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員の属する課の職員を代理者として出席させることができる。

4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第6条 委員長は、必要に応じて連絡会議に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により、これを定める。

4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の運営)

第7条 第5条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「連絡会議」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 連絡会議及び部会の庶務は、こども未来部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

危機管理室長	戦略調整課長	協働人権課長	商工労働課長	福祉総務課長	法人指導課長
生活支援課長	高齢介護課長	健康・医療連携課長	保険年金課長	子育て支援課長	
こども施設課長	こども育成課長	都市デザイン課長	まち建設課長	まちとみどり保全課長	
教育総務課長	学校教育課長	生涯学習課長	スポーツ振興課長	図書館長	

3 藤井寺市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 3 日条例第 20 号
改正

令和 2 年 3 月 26 日条例第 6 号

令和 5 年 3 月 27 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、藤井寺市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、特別の事項を調査審議する必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会員」という。）は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、部会員のうちから会長が指名し、副部会長は部会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和2年3月26日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4 藤井寺市子ども・子育て会議 委員名簿

任期：令和5年9月1日～令和7年8月31日

(◎：会長 ○：副会長)

区 分	所 属	氏 名
学識経験のある者	常磐会短期大学幼児教育科非常勤講師	◎輿石 由美子
	四天王寺大学教育学科准教授	○小磯 久美子
子ども関係団体に属する者	藤井寺市こども会育成連絡協議会会長	岡本 祐典
	藤井寺市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	山本 多津子
	藤井寺市母子寡婦福祉会会長	爲貞 修子
	藤井寺市立学校園PTA連絡協議会会計監査	龍見 美行 (～令和6年5月22日) 阪倉 隆仁 (令和6年5月23日～)
	ふじいでら子ども子育て連絡会会計	中辻 智子
子どもの保護者	一般公募	春名 絵美
	一般公募	井関 祐子
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	社会福祉法人窓 ふじの子保育園園長	下村 富美枝

第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

藤井寺市 こども未来部 子育て支援課

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号

☎072・939・1111 (代表)